

午後 1時開会

○委員長 それでは、ただいまから建設経済委員会を開会いたします。

○委員長 本日は、お手元に配付した審査区分表に従い審査を進めてまいりたいと思います。質疑は、区分ごとに一問一答方式を基本とし、採決は質疑が終了した後、議案は1件ずつ、請願は趣旨ごとに行います。

審査に入るに先立ち、執行部に申し上げます。答弁に当たっては、挙手とともに委員長と発言してください。発言が許可された後は、所属、名前を発言の上、また答弁漏れのないよう、御注意お願いいたします。

なお、執行部には反問権が付与されております。委員会において反問する際にはその旨を述べ、委員長の許可を得るようにしてください。また、反問が終了した際もその旨を述べてください。

また、皆様に申し上げますが、携帯電話、スマートフォンはあらかじめ電源を切るか、マナーモードにするようお願いいたします。携帯、情報端末の使用は御遠慮ください。

○委員長 それでは、議案審査に入ります。

まず、議案第1区分、議案第12号、柏市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号、柏市地区計画区域内建築物制限条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号、市道路線の認定について、議案第20号、市道路線の廃止について、議案第21号、字の区域及び名称の変更についてを一括して議題いたします。

本5案について質疑があれば、これを許します。

○松本 では、まず13号から伺います。今回地区計画ということで、この場所にはマンションが建つのではないかといううわさもあったんですが、今回地区計画を定め、マンションが建てられないような形となっています。この地区計画を作成するに当たって、住民からの要望等はどのように入れましたでしょうか。

○都市計画課長 そもそもこれが土地計画とする発端は、周囲の方が周囲の環境に合った敷地面積、それは165平米、50坪、あと道路幅員は6メートルにしてくださいと、そういう要望がありましたんで、それが一番の大きな要望でございます。それは取り入れております。

○松本 わかりました。今回大変望ましい形でこういう地区計画ができたので、すごくよいかと思っております。また、今後地区計画をつくる際にも今回のような形で地権者や住民と望ましい形でこういったまちづくりができることを期待しております。

それから、この用語の変更が少しあるのですが、これはどういった経緯でこのようになっているのでしょうか。

○**建築指導課長** これ内容的には過去の地区計画と変わってはいないんですけど、ただ今回の内容に過去の地区計画の表現を合わせたという形になっております。それは、当局のほうの話にもございまして、それに合わせたという形でございます。以上です。

○**松本** そうしますと、今後も条例改正のときにこういった小さいものが少しずつ出てくるということでしょうか。

○**建築指導課長** 今後につきましても同じような事案があれば、その都度細かいことでありますけど、一応訂正、直していくような形であります。以上です。

○**松本** わかりました。

次に、19号、20号について伺います。まず、払い下げになったものについて、廃止の2番、これはどのような経緯でこうなったんでしょうか。

○**次長兼道路維持管理課長** 当該地につきましては、道路という行政財産でございますが、両側の方が同一の地権者だということで、この土地を活用したいという申し出がありまして、現地を調査して、両側の人も同意を得ているということなんで、払い下げをしていきたいなということで今回議案として提出しております。以上です。

○**松本** もう一つ、廃止の開発行為の施行の部分について伺います。今回市道を挟んで開発行為が行われるということで、新しい道路と交換のような形になるかと思えます。このように市道を挟んで開発するとき、開発行為の中に含めて、開発してよいというのはどういう条件でできるのでしょうか。

○**次長兼道路維持管理課長** 当該地につきましては、廃止のほうの整理番号1番、それとあと新たに認定する整理番号4、5、それとセットでございます。一旦開発区域の中の道路を廃止して、なおかつ区域外の道路を廃止しまして、整理番号4、5、開発区域の中の道路、それと区域外道路を合わせて2路線として認定するものでございます。開発において、都市計画法の第40条第1項に公共施設に供する土地の帰属ということで、従前開発区域の中に公共施設、この場合は道路でございますが、道路があった場合にこれを含める場合、開発が終わった後、その部分について、市のほうに帰属するという、相互帰属という制度を使って開発をしております。基本的に区域内の道路、舗装はあったんですけど、幅員が狭かったということと、あと側溝がなかったということで、通り抜けの道路という機能を維持しながらも道路を整備するというところから認定するものでございます。以上でございます。

○**松本** 今回は、そんなに人通りも多くない道路なので、多少形が変わって、通り抜けしにくくはなっているんですが、こういう形になってもそれほど問題ではないと思えますが、この開発行為の中で道路形状は望ましくない方向になってしまうということも考えられると思うんですが、そういうのはどのように対処するんでしょうか。

○**次長兼道路維持管理課長** うちのほうとしても市道としてそういう形ではないよう、従前の機能を確保しながら、さらに道路の整備をしていただくということで相

互帰属という制度を活用して認定していきたいなということを考えております。以上です。

○松本 そこは、裁量の余地は大きいと思いますので、きちんと見ていただけたらと思います。

それから、認定の整理番号9番の高田の開発行為に関連することなので伺います。この道路自体ではないのですが、ここに開発行為で公園がつくられます。その公園の形が非常に細長いような、曲がっていたりするような公園の形になっているんですが、それはどのように指導されているんでしょうか。

○公園緑政課長 開発行為に伴って帰属される公園につきましては、基本的に3,000平米を超える開発において義務づけられています。その中で事業者が土地利用計画を定める際に、位置の協議ということで公園担当部署に相談に参ります。基本的に公園としては、その利活用の面から整形に近いものというような指導をしています。また、出入口の幅ですとか、死角がないようにとかいうようなことで協議を進めるんですが、なかなか開発区域の地形等によってはそうもならないところがあるというところで、その辺は事業者と協議の上、やむを得ないという判断をする場合もございます。今回の公園につきましても形状的には好ましくないですが、開発区域の形状から考えて、やむを得ないものと判断したものです。以上です。

○松本 この整理番号9の図を見ても余り特殊な形ではなく、かなりまとまった開発ができるような形をしているように思えます。その中で公園が非常にいびつとも言えるような形で配置されることに対して、今現状その面積しか定めていないので、そこら辺は業者との話になると思うんですが、やはりもう少しそういうところは市から指導していただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○公園緑政課長 おっしゃるとおり、利用される方の立場に立って、協議を進めるべきだという認識において常に指導はしているんですが、今後もできるだけ形状等を含めて、利活用しやすい形状での協議を進めていきたいと思っております。以上です。

○松本 続いて、21号について伺います。字の名称の変更ということなんですけども、これは庁内ではどのように検討されたんでしょうか。

○区画整理課長 庁内のほうでは、市民課のほうと協議をしております。また、登記地番を決めるということで、外については柏法務局等も協議を行っております。以上です。

○松本 これは、組合のほうからこういった案が出されて決めたということで伺っております。地名というのは大変公共性の高いものですから、余り変な地名になると困るなというふうには思っております。今回私はかなり違和感があるのですが、今後よりさらに違和感の強い地名が出されることも今後考えられるわけですね。そういったときにどういうふうに対応していくのか、市としてどういうふうに対応していくのかというのはどのようになっていますでしょうか。

○区画整理課長 市のほう、私どもの区画整理課としても組合からの新名称の要望を受けまして、区域の地域性や地理的な状況等を勘案いたしまして、大きくそぐわ

ない、あるいはミスマッチでなければ、地権者の皆さんの総意に基づいて、出たものを尊重してまいりたいと考えております。

また、今回の名称につきましては、柏インターチェンジに近接する交通アクセス等のすぐれた地域ということで、新産業団地の形成を図る地区と位置づけられておりますので、こういった点からしても今後の土地活用を図る上では大変インパクトのある名称だと思っております。以上です。

○山下 先ほどの松本委員の質問にもありました21号の字の区域及び名称の変更についてですが、旧の字名のことについて、例えばどういう由来があって、どういう地域だったかというのをいま一度変更のときに振り返るような機会というのがあるといいと思うんですが、いかがお考えでしょうか。

○区画整理課長 旧字名等も踏まえまして、組合のほうでもアンケート等を行っております。市といたしましてもそういったものも勘案しながら、庁内のほうの調整等を、意見調整を行って進めているところです。以上です。

○山下 先ほど松本委員からもありましたように、地名というのは公共性の高いもので、かつ歴史やその地域の文化を含むものなので、ころっと変えていくというだけではなく、1度振り返る機会などあるといいと思いましたので、質問いたしました。以上です。

○渡部 じゃ、まず12号から伺いたいと思います。今回国の法律改正に伴って、柏市も拡大したものだと思えますけれども、これまで配偶者からの暴力による家庭を市営住宅に優先的に入所できたという、今までの条例の場合での実績というのはいったいどうなんでしょうか。

○住宅課長 今までの例ではございません。以上です。

○渡部 こういった条例が出てきたときに、やはり国がその法律、例えばDV法をつくったときも市営住宅に、公営住宅に入りやすいようにということを決めたときにもやはり要望があって、実際にそういう必要性があったと思うんですね。柏市もこう条例を定めて今回改正するわけですが、実際にはこれまで実績もなく、恐らく今後も急に保護しなきゃいけない、かつ市営住宅だからといって、わからなく入居できることだって可能だと思うんですが、そういった緊急性が生じた場合の対応はできるんでしょうか。

○住宅課長 緊急性があるという形であっても、そういうシェルターだとかの所長もしくは裁判所等の証明、これが必要になってきますので、ただ暴力があったというだけでの入所というのはできませんので、それは今までどおり、そういう形で対応するということになります。以上です。

○渡部 条例が改正されても実際の例がなかったり、本当に活用されなければいけないんじゃないかなというふうに思います。今回この条例を制定するに当たって、例えばDVの状況ですとか、非婚家庭の実態だとか、そういった市としての背景なんかもきちんと他の部署と連携をとって、この条例を定めるという経過をたどるんでしょうか。

○住宅課長 この法律改正に伴いまして、そういう他部署との連携という形はとっておりません。以上です。

○渡部 基本的な柏市の実態というのがあるわけですから、当然それを担当課は承知をして、こういう条例で出すべきではないかと思って今ちょっと質問しました。例えば柏市ではDVの相談は毎年ふえています。今回児童育成課のほうから児童扶養手当を申請するに当たっての、例えば未婚の母子家庭がどのくらいいるのかって聞きましたら、205世帯います。それと、DVの保護命令を受けている世帯も実は柏に3世帯あるんですね。こういう方たちがもちろん全て市営住宅を必要としているわけではないと思いますけども、こういう条例を制定するに当たっては、やはり柏市としても十分に対応できるような体制をとるという方向性も持って条例は制定していただきたいなというふうに思うんですけども、これはどうなのでしょう、副市長のほうに聞いたほうがいいのでしょうか。今のままだと緊急な場合には受けられないんじゃないかなと思ひまして。

○石黒副市長 御質問にありましたように、DVは非常にデリケートなところございます。市営住宅がいいのか、あるいはほかの施設がいいのか、その辺は関係部署でしっかり連携しながら対応していきたいと思ひます。以上です。

○渡部 市営住宅そのものの戸数が少ないというのが根本原因にあるんじゃないかなと思ひますので、やはり条例制定するに当たってはきちんと受け皿となり得る体制もあわせてとっていただきたいなというふうに思ひます。

次に、13号について伺います。この土地の現在の持ち主についてお知らせください。

○建築指導課長 現在は、UR都市機構が所有しております。以上です。

○渡部 これは、当然縦覧が行われて、その意見書なんかも出せたんじゃないかなと思ひますけども、住民からの意見書の提出というのはこのときはあったんでしょうか。

○都市計画課長 住民からの意見書の提出はございませんでした。以上です。

○渡部 今回特に用途地域は変えていないわけですけども、その用途地域を変更するということは、この場所についてはできないんでしょうか。できるのかできないのか、できなければ何か理由があるのか、ちょっとお知らせください。

○都市計画課長 商業の用途を打ってあるんですけども、その色を変えるということまではいかないんですね。その理由は、例えばダウンゾーニングしてしまうと、今の隣に建っているところが既存不適格になってしまうということもございまして、それはちょっと難しいです。ということで、色は変えないであります。以上です。

○渡部 良好なまちづくりのためにこういう地区計画を定めるというのは本当に必要なことだというふうに思ひます。それで、現在例えば区画整理事業以外で地区計画の検討がされている地域というのは柏市にありますでしょうか。

○都市計画課長 加賀ですとか、豊四季台団地ですとか、今までやったケースはあ

るんですけども、今現在俎上に上がっている箇所はございません。以上です。

○渡部 結構です。

○委員長 以上でよろしいですか。

○渡部 はい。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。——なければ、質疑を終結いたします。
これより順次採決をいたします。

○委員長 まず、議案第12号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第13号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第19号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第20号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第21号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第2区分、議案第22号、平成25年度柏市一般会計補正予算当委員会所管分について、議案第24号、平成25年度柏市下水道事業特別会計補正予算について、議案第25号、平成25年度柏市公設総合地方卸売市場事業特別会計補正予算について、議案第26号、平成25年度柏市駐車場事業特別会計補正予算について、議案第27号、平成25年度柏市柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算についてを一括して議題といたします。

本5案について質疑があれば、これを許します。

○松本 では、まず一般会計の22号から伺います。向小金の雨水幹線整備事業についてなんですが、今回補正予算で出た理由をお示してください。

○下水道整備課副参事 事業名につきましては、向小金雨水幹線整備事業負担金で費用負担に関する締結が平成26年の1月6日に実施されまして、8年計画で事業を進める計画の流山市施行の事業でございます。今年度につきましては、柏市として1,463万7,000円を一応補正額として計上したものです。

なお、負担割合につきましては、流山市が56.27%、柏市が43.73%です。これにつきましては、雨水排水量に応じた割合で取り決めを行っております。以上です。

○松本 総事業費と柏市の総額の負担は幾らになるのでしょうか。

○下水道整備課副参事 現在の予定なんですけども、負担金額、柏市が約3億2,600万を予定しております。総事業費につきましては、ちょっと後ほど今調べまして御報告したいと思います。

とりあえず柏市の8年の合計負担額が3億2,600万を予定しております。若干消費税等の関係で前後すると思われれます。以上です。

○松本 今回補正予算で出てきたというのは来年度に入る予定だったものが今回入ってきているというふうなことでよろしいのでしょうか。

○下水道整備課副参事 今年度につきましては、設計業務委託等ということで流山市のほうから聞いております。

○松本 この事業については、年度が終わったときに次年度に支払うということですが、伺っていたんですが、ここで、ある程度今年度の分を支払うということによろしいのでしょうか。

○下水道整備課副参事 そのとおりです。

○松本 わかりました。

次に、船戸若柴線の減額について、その減額理由をお示してください。

○道路整備課長 この案件につきましては、当初JA田中さんの用地と家屋について予定をしておったんですが、実際交渉の中で事務的には進めてはいたんですが、了解点に達しなかったというようなことで、今回減額補正をさせていただいたというようなことになります。以上でございます。

○松本 わかりました。

それから、繰越明許の豊四季宿連寺線整備事業、この理由と進捗についてお示してください。

○道路整備課長 豊四季宿連寺線については、現在工事のほうを施行しておるんですが、周辺の住民の方と調整が少し長引いた。もう一つ、ここで天候が少し、雪がかなり降りましたので、天候の関係で工期内完了が難しくなったということで繰り越しをお願いしたと。実際日数的には5月末から6月中には完了できる見込みというように今進めております。以上でございます。

○松本 現状でこの付近を通る車というのはかなり住宅地に入って通らざるを得な

い状況が続いていますので、早期にできることは望ましいことだと思います。ただ、今回5月ごろに開通してもやっぱり途中までなので、もう一回別の住宅地を通して、豊四季方面に抜けるということになります。その先の計画というのはどうなっていますでしょうか。

○道路整備課長 この路線が今計画していますのが、今工事している部分から今度国道16号線方向に、モラージュ側なんですけど、抜ける計画をしています。来年度、26年度事業の中で、そちら側用地の取得から工事の実施を、一応事業認可は5年でとっていますので、5年間の中で進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○松本 今回5月で半分開通しますが、その先というのはもう大体モラージュの駐車場の中なんです。そうすると、用地取得自体そんなに困難はないと思いますし、5年と言わずにやはりもっと前倒しでそれは進めるべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○道路整備課長 委員おっしゃっているとおりで、用地のほうの、とりあえず手当が計画どおりに進んでいけば、時間的には短縮できるものもあるというふうに考えています。以上でございます。

○松本 いずれにしても今住宅地を通っているところから別の住宅地を通らざるを得なくて、そこの方にやはり負担が大きいので、気をつけて、交通事故等、対策をとっていただけたらと思います。

次に、25号の市場会計について伺います。今回市場の補正予算で繰入金をふやして、繰越金を減らすという操作を行おうとしております。これは、なぜこのようなことをするのかお示してください。

○公設市場長 おっしゃるとおり、繰越金が見込まれる中でそちらを減額して、繰出金という形でいただくというようなことなんですけども、今後来年度から始まる整備計画が約10年間の予定で進めていくことになっております。そうした中で、今現在のこの老朽化施設についてはいつ、日々ふぐあいが生じているような状況の中で、そういった改修の費用ですとか、そういったものを踏まえて、今後やはり繰入金をいただいた中で市場運営、経営、健全な形で運営していくのにはどうしても繰入金をいただくということも必要になってくるだろうということを見越して、繰り入れをさせていただいたということと、もう一つの大きな理由としては、やはり特別交付税、そういったものの手当が見込まれるというところが大きな理由でございます。以上でございます。

○松本 前年度繰越金の当初予算額は幾らで、今回の補正で幾らになって、そして本当は幾らなのかというのはどうですか。

○公設市場長 当初予算では1億4,100万でございますけども、現時点では補正後は1億1,000万、実質の見込み額ということでございますけども、現時点の中では2億円程度と見込んでございます。

○松本 前年度繰越金というのは平成24年度の決算で出てくるものではないですか。

○公設市場長 実際の決算額ということですか。

○松本 はい。

○公設市場長 失礼しました。決算額での繰越金は2億7,739万7,560円です。

○松本 2億7,000。今話しているのは25年度の予算についてで、この前年度繰越金というのは24年度の決算の収支額ということによろしいでしょうか。

○公設市場長 済みません。25年度の予算額が前年度繰越金1億4,100万円でございます。25年度の見込みでよろしいですか。

○松本 前年度繰越金です。

○公設市場長 前年度繰越金は2億4,100万です。失礼しました。

○松本 そうすると、当初予算で1億4,100万円と見込んでいて、今回3,100万円減額して、1億1,000万円になる。しかし、本当は2億4,100万であるということによろしいでしょうか。25年度における前年度繰越金の額です。

○公設市場長 25年度における前年度繰越金といいますと、済みません。確定した額ということですか。そうすると2億4,130万9,719円。

○松本 この前年度繰越金の額というのは2億4,100万円ともうわかっているわけですね。前年度繰越金が2億4,100万円になるということももうわかっているわけですね。それにもかかわらず、今回1億4,000万円から減額して、3,000万円減額して1億1,000万円まで落とすということをしようとしているんですね。これおかしくないですか。

○公設市場長 2億4,100万というのは見込みということなんですけども。

○石黒副市長 今回の決算の中では、市場会計、今までも繰越金が大分出ていて、当初予算ではそれほど計上せず一般会計、繰出金と行って、これは御意見もいただきながら25年度予算では一般会計繰り出さないで繰越金でやろうという形で予算編成してきました。ただ、ここで特別交付税を申請している中で、やはり理論値じゃなくて、実際に一般会計から特別会計に繰り出さないと、その年度の特別交付税の需要額で認めてもらえないということがわかりましたので、歳入の財源調整の中で、予算上の中で繰越金を減額させていただいたということで今回対応させていただきました。考え方としては一般会計から繰り出して、それを歳出で予備費に計上するという方法もあったかと思うんですが、今回市場会計の歳入の中で調整させていただくということで、御指摘のようにもう24年度から繰越金は確定しておりますので、予算を変更しても実際には変わるわけじゃないんですが、予算計上の方式としては今回みたいな、ちょっと紛らわしいことになってしまいましたけども、できるだけ国の財源をとるという趣旨から交付税を確保すると、そういう形の中で今回のような形で提案させていただいたものでございます。以上です。

○松本 以前繰越金が固まったら、それを早目に示すべきだというふうな話をいたしました。それに対して、決算のときにそれは調整するんだということで回答いただきました。それも少し問題なんですけども、今回はさらにそれをわかっているのに、減額して減らそうという操作をしようとしているので、さすがにこれは私は問題で

はないかというふうに思いました。これは、財政上、こういうこと認められてしまうとモラルハザードのようなどんどんこういうふうな形になってしまうのではないかと危惧しておりますので、これは非常に問題だと思えます。

本来であれば、施設の整備基金などをつくって積んでおかないと、こうやって繰越金の中で留保資金を膨らませていくと、やはりどこかでこういうふうな非常に無理が生じてきてしまいますので、基金をつくったりするということには行わないのでしょうか。

○石黒副市長 長期にわたって、こういう形が見込まれる場合には御指摘のように財政調整基金とか施設整備の基金をつくって対応するというのが一つの考え方だと思います。市場の場合には、今調査を行っていきまして、当面、早急に耐震等の工事が予定されております。その中ではやはり基金をつくってというよりも繰越金とか一般会計からの繰出金、これらの財源調整の中で当面は運用していくほうが柔軟に対応できるかなということで、基金をつくっているところまでは実施しませんでした。お伺いのことはよくわかりますので、今後市場会計全体の将来にわたる財政運営の中で、そういう基金の財政調整基金をそれぞれ基金つくるということも考えていきたいと思えます。以上でございます。

○松本 それから、今回このような操作をしなければならなくなったのはそもそも予算のときに繰入金でゼロにしていたことはやはり問題だったのではないのでしょうか。

今回特別交付税の問題出てきましたけれども、それは別に以前からあった制度で変わっていないわけですから、それは当初予算のときにしっかり見込んでやるべきだったのではないのでしょうか。

○石黒副市長 特別交付税で見ると、理論値でということと実際の繰出金のルールがあれば、出さなくても見ていただけるかって、ちょっと甘いところがありました。これは、実際に歳出しないといけないということで、以前から交付税の措置は同じような状況でしたので、これはちょっと私ども調査不足というか、認識が不足していたこともございます。今後その辺については、しっかり対応していきたいと思えます。以上です。

○松本 当初予算のときに、そういうことは見込めなかったというところが一つ問題だと思いますし、またそれを今ここで直そうとするときに、また無理な操作が出てきているというのも非常に大きな問題だと思います。今後しっかり是正していただきたいと思っております。以上です。

○下水道整備課副参事 先ほどの、途中で申しわけないんですけども、松本委員さんのほうから事業費の総額等について資料が入りましたんでお伝えします。

総額が9億5,000万円です。流山市が約4億1,900万円、柏市が3億2,600万円、あと国費が2億400万円です。以上です。

○渡部 22号に関して、ちょっと1点だけ伺いたいと思えます。繰越明許について幾つかちょっと問題だなと感じるのはあるんですけども、北部中央地区について、

今回この繰越明許、この理由について、まずお示しいただきたいと思います。

○**土木部長** 北部関連の件でございますが、こちらにつきましては、区画整理事業の進捗に合わせて下水管を入れるというのが前提でございます。したがって、区画整理事業と合わせた形の中でこういう繰り越しが出ているということでございます。

○**渡部** ということは、つまり北部の区画整理事業が予定どおり進まなくて、おくれたことで今回これを繰越明許にするということによろしいわけですか。

○**下水道経営課長** 今御質問の部分なんですけど、一般会計の補正予算の5ページのほうの中央地区の負担金の繰越明許でよろしいのでしょうか。

○**渡部** 北部中央地区の区画整理事業の負担金、1億2,078万のほうです。ごめんなさい、きちんとお伝えなくて。北部整備のほうの1億2,078万の繰越明許の理由です。

○**下水道経営課長** 北部整備課のほうという理解でよろしいのでしょうか。

○**渡部** はい。

○**下水道経営課長** はい、失礼しました。

○**北部整備課長** 申しわけございません。ただいま資料がちょっと手元にありませんので、今お調べしてお伝えしたいと思います。申しわけございません。

○**渡部** 事業が予定どおり進んでいなくて、おこなっているという認識でよろしいのでしょうか。

○**北部整備課長** 事業がおこなっているということもあると思うんですが、細かい部分で執行が、若干発注がおくれたりとか、そういうことがございますので、年度調整で残額の調整を行っているというところがございます。以上です。

○**渡部** 事業の連動というか、いつまでに完了というのは全く変更されていないと思いますので、こういう繰り越しがあると事業自体がずっと後年度になってきて、平準化されるのではなく、だんだん年数たつごとに市の負担というのも非常に大きくなっていくのではないかなというすごく心配を持つんですけども、実際進捗、予定していた進捗に対して、全体としてその事業自身もおこなっているのか、今言ったように細かいところでの調整でおこなっているのか、それとも事業全体の、例えば保留地処分も含めて、事業全体が当初の予定よりおこなっているのかというところをちょっと教えていただきたいなと思います。

○**北部整備課長** 事業全体の進捗がおこなっているということではなくて、年度ごとの事業の工場の発注自体が微調整が生じているという段階だと思われまして。以上です。

○**渡部** 残りの期間でこの事業を完了させるってかなり大変じゃないかなというふうに思います。それで、県とのやりとりの中ではこの間細かな、もちろん計画の見直しってありましたけれども、例えば事業期間ですとか、もうちょっと大きな、県は予定どおりこの事業が進む、その保留地処分なんか多分まだ処分が始まってそんなに処分されていないんじゃないかと思うんですけども、県のほうはこの事業はその計画どおり進むというような認識で柏市とのやりとりっていうのでしょうか、

それは進められているのでしょうか。

○北部整備課長 現時点では、県のほうから事業が進捗がおくれているとか、そういうことはないというふうに伺っております、我々も事業計画に沿った形で事業を進めているという認識であります。以上です。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。——なければ、質疑を終結いたします。
これより順次採決いたします。

○委員長 まず、議案第22号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第22号、当委員会所管分については原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第24号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第25号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第26号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決すべきものと決しました

○委員長 次に、議案第27号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第3区分、議案第29号、平成26年度柏市一般会計予算、当委員会所管分について、議案第31号、平成26年度柏市公設総合地方卸売市場事業特別会計予算について、議案第32号、平成26年度柏市駐車場事業特別会計予算について、議案第35号、平成26年度柏市柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業特別会計予算について、議案第41号、平成26年度柏市下水道事業会計予算についてを一括し

て議題といたします。

本5案について質疑があれば、これを許します。

○松本 じゃ、まず一般会計から伺います。29号です。まず、予算書の341ページ、商業事業補助金、近隣商店街活性化事業費補助金について、どのような事業を想定しているのか、またどのような事業に使われてきているのかお示してください。

○商工振興課長 近隣商店街活性化事業ということで、その名のとおり近隣商店街の活性化を目的に実施しております。例えばそれぞれの地域、それぞれの商店街に合った計画を作成するような事業、リサーチ事業と呼んでいました。それから、実際に試してみるトライ事業などに補助を出しております。過去の例で申し上げますと、直近では商店街のフラッグをかけたたり、あるいは商店街の飲食店マップの作成あるいはアラウンドウォーキングとあって、要は商店街の中をぐるぐる回ってもらうようなイベントの実施あるいは、これは光ヶ丘ですか、JXサンフラワーズの地元の商店会がそこと連携、交流するような事業、そのようなものに支出をしております。以上です。

○松本 この活性化事業の中で、空き店舗を使ったものとか、地域連携事業というものを想定していたと思うんですけども、そういったものはどうなっていますでしょうか。

○商工振興課長 おっしゃるとおりで、空き店舗対策事業にも補助金を出せるようになっております。例えば建物の賃借料であるとか、中を改装するような場合に工事請負費あるいはテナント誘致するための費用、そういったもの、それぞれ2分の1まで出せるということにはなっております。ただし、実績としては、その後というか、補助金を支出した後のことまで考えなきゃいけないもんですから、なかなか手を挙げるところが少ない、あるいはないというのが現状でございます。以上です。

○松本 今まで行ってきた事業というものは否定するものではないのですけれども、せっかく空き店舗ですとか地域連携というところをこれで取り組もうとしているのですから、そこは実績がないというのは少し残念な思いであります。ぜひ地域連携とか空き店舗、そういったものをもっと誘導できるような形、そういう対策を誘導できるような形で進めていっていただきたいと思います。

次に、342ページの工業事業補助金、企業立地促進事業奨励金、これの内訳をお示してください。

○商工振興課長 企業立地促進事業奨励金ということで、26年度2社を予定しております。株式会社ダイエタリーケア、それから関西ペイント株式会社、2社を予定しております。これは、補助金の奨励金の交付要綱に基づいて出しております。固定資産税及び都市計画税相当分、要は払った分をその分最大3年間見ますという制度でございます。以上です。

○松本 27年度以降の見込みはどうなっていますか。

○商工振興課長 この要綱は、26年3月、要はこの3月をもって要綱上失効いたします。27年度以降については検討中ということなんですが、経過措置を設ける考え

でおります。以上です。

○松本 企業誘致というのはどこの自治体も非常に力を入れていて、柏市をかなり上回るような補助がいろんところで出されています。そういったところとも比較されますので、ある程度やはり周りを見ながら進めていかないといけないのかなと思っております。

じゃ、次に344ページの観光事業について伺います。この中で観光基本計画について伺います。本会議でも言ったんですけれども、この間半年ぐらいで緊急雇用の補助金がついたということで、急いで仕上げて、庁内連携もとれていなく、また市民参加もなく進めてしまったということが非常に残念に感じております。私も柏に長く小さいころからおりますので、柏で観光ということに何か少し違和感を感じたりする面はあります。柏市役所としても観光ということに今まで大きく力を入れてこなかったというのはあるのも感じております。しかし、今現在となってはシティープロモーションですとか、またシビックプライド、また都市間競争といったさまざまなことがこの観光に近い分野であるわけですね。この観光の戦略的重要性というのは非常に高まっていると思うのですが、その点はどのように認識していますでしょうか。

○商工振興課長 おっしゃるとおり、観光、これから非常に重要な分野だと認識しております。議会でも私どもの部長が答弁したとおりで、人が集まるものを観光というふうにとらえています。そういう意味からしますと、委員から御質問があったワークショップなども開催という方法もあったかとは思いますが、やはり緊急雇用という限られた時間の中であつくりなければいけなかったということで、ワークショップ方式にはしませんでした。ただし、この計画つくって終わりということは考えておりません。計画、もう間もなく、今パブリックコメントがちょうど終了した段階で何とか年度内に完成させるんですが、その後運用していく中で市民参画なども考えられるというふうを考えております。以上です。

○松本 緊急雇用の900万円の補助がついたから、何とか仕上げようというふうなことはやってきたということなんですけども、この900万円がもったいないというよりも私はやはりこの計画を雑につくってしまうことのほうがもっともったいなく思います。

副市長に伺いたいんですが、この観光ということの重要性、戦略的重要性というのは庁内でどういうふうに認識されていますか。

○石黒副市長 やはり地域の活性化を図っていく上で、やっぱり地域の資源をどうやって生かしていくかということで考えています。そういう面では、従前から言われる観光ではなくて、今の商工振興課長が申しあげましたように、いかに人が柏に来ていただいて、柏で楽しんだり、ここでお金を落としていただけの観点から考えております。そういう面で、基本計画では交流人口というのを人口フレームの一つに位置づけて、その中で買い物あるいは雇用とか、そういうもので交流人口をふやすという政策を立てております。それを具体化するために今回農業資源とか、ある

いは柏駅周辺、それからあけぼの山等の観光資源とか、あとは北部のまちづくりも非常に豊四季台のプロジェクトを含めて、海外から、いろんなところが注目されております。こういうものを生かしながら、いかに柏に来ていただけるかという観点でそういう方向性をまとめたものです。そういう面ではちょっと従来の観光ということじゃなくて、時代に合わせて地域の資源を生かすという観点でこの観光を捉えて進めていく考えです。以上です。

○松本 担当の方も対外的な観光だけじゃなく、対市民的にも市のことを知ってもらおうというふうなことで意識があったり、シティープロモーションということも意識があって頑張っているんですけど、やはりそこだけだとどうしても限界があります。やはり企画ですとか、あとは文化財の教育委員会とか、都市部も含めて広く検討していかないといけないのかなというふうなことを思いました。

もう一つ、この観光計画における市民参加について伺いますが、この観光についてはやはり市民もかなり多くの意見をお持ちで、またかつ市民参加していくにもとても参加しやすい分野であると思います。市長もこの市民参加、一番重要であるというふうに言っているわけですから、やはりここは市民参加で進めるべきではないでしょうか。

○商工振興課長 おっしゃるとおりだと思います。計画策定後、市民参加、どういう形がとれるか検討してまいりたいと思います。以上です。

○松本 わかりました。次に、350ページのインキュベーションマネージャー事業委託について、どのような方がなって、どのように進めるのかお示してください。

○商工振興課長 インキュベーションマネージャー事業、これは新製品であったり、新しい技術あるいは新しい分野に取り組む市内の中小企業者の事業活動の円滑化を図るということを目的にしております。現在柏商工会議所の中小企業相談所のOBの方に、商工会議所に委託するような形でOBになっていただいております。実際の活動、内容というか、その実績としては、いわゆる営業のような形で企業を訪問したり、あるいは大学を回ったりというようなことを中心に行っています。その中でそれぞれのニーズとか、あるいはマッチングの需要、この会社のこの技術とこれを組み合わせるとうまくいくんじゃないかというようなことを探るといったような業務を行っていただいております。以上です。

○松本 販路開拓についてはどのような成果が出ているのでしょうか。

○商工振興課長 販路開拓の実績として、14件という数字だけ今手元にあるんですが、今中身をちょっと調べます。お時間いただけますか。

○松本 では、先に行って372ページの道路新設・拡幅事業については、先ほど豊四季宿連寺線のことであるべく前倒しでできるところはやっていくべきだということで、そこは御了承いただきたいと思います。

次に、385ページの柏駅周辺整備事業、柏駅周辺まちづくり10カ年計画策定調査委託について、どのような内容で、どのように進めていくのか、お示してください。

○中心市街地整備課長 この柏駅周辺まちづくり10カ年計画の策定についてでござ

いますが、この柏駅周辺にはこれまで市において基本計画を初め地区再生計画、駐車場あるいは交通体系、バリアフリーなど、さまざまな部門計画が策定されております。これらの計画に基づいて今各種事業が進められておるわけでございます。また、一方では民間において、東口についてはまちづくりビジョン、西口エリアについてはグランドデザインなどの計画が策定され、またその他、民間の方から、事業者の方等からの要望がたくさん市に寄せられてきているところでございます。こういうようなことから、これが市の計画はまず1本に整理、統合して、市の各部門計画と、それから地元商業者、団体等のまちづくりの将来像を共有するということがまず重要だというふうに考えております。このまちづくり10カ年計画においては、大幅な道路等の基盤整備の見直しは行わず、柏駅周辺の将来像から10カ年の中でまちの回遊性の向上や商店街の通りの空間構成、交通規制のあり方などについて実現可能なものを商業の活性化と結びつけて計画を推進していくということでございます。この策定に当たりましては、市の関係部署を初め、学識経験あるいは地元商業団体あるいは市民による公募の委員を選定しながら、今委員会形式でこの策定を進めていくというふうに考えているところでございます。

○松本 柏駅周辺はやはり柏でも非常に重要な場所で、さまざまいろいろな計画がこれまでもありましたので、それをまとめていただけることは大変よいことだと思います。柏市にとって重要な場所ですので、それはもちろん市民にとっても非常に重要な場所で、かなり日常的に市民もたくさん利用しています。特にこの市民の視点というのも入れていくことが必要だと思いますが、市民参加、公募を少し入れるということですが、どのように進めていくのでしょうか。

○中心市街地整備課長 基本的には、まず委員会方式でこの計画書をまとめていこうというふうに考えております。その中で市民の公募でございますが、公募の委員をその中にまず入れるというようなことで、一旦は計画書の整理を策定させていただくということでございます。以上です。

○松本 ぜひ市民参加はしっかりとやっていただきたいと思います。行政に都合のいいところだけ市民参加ということではなくて、やはりこういう計画の段階からしっかりと一つ一つ市民参加していただきたいと思います。特に建設経済委員会で扱っている各種の計画ですとか、観光もそうなんですが、かなり市民参加しやすいものが多いんですね。市民からもやはりいろんな意見を言われる分野ですので、ぜひしっかりと進めていただきたいと思います。

続きまして、389ページ、柏北部東地区土地区画整理事業負担金について、今回新しいものですが、内容についてお示しください。

○北部整備課長 こちらは、柏北部東地区の継続事業を通していただいております。UR施工のところですが、そちらに補助事業を導入するに当たって、柏市が窓口となりまして国庫補助金の請求をすると、それに当たって柏市から7億の事業負担をURにするものでございます。以上です。

○松本 財源はどうなっていますか。

○北部整備課長 財源は、国費、国庫支出金が2億8,000万、一般財源が4億2,000万でございます。

○松本 そうすると、柏市の負担は4億2,000万円ということでしょうか。

○北部整備課長 柏市の負担といたしましては、一応予算書上4億2,000万となっておりますが、こちらにつきましてはURから歳入として雑入で同額が後ほど返ってくるという予定になっております。以上です。

○松本 そうすると、市の負担はゼロ円だということでしょうか。

○北部整備課長 そのとおりでございます。

○松本 そうしますと、7億円URに負担するうち、国、県から2億8,000万円来て、URから4億2,000万円来るということでしょうか。

○北部整備課長 そのとおりでございます。以上です。

○松本 URから雑入で受ける分というのは、このURへの負担金の4億2,000万が充てられるわけですから、これは特定財源ではないんですか。

○北部整備課長 こちらは、国庫補助を導入するという性質上、通常は4億2,800万円が裏負担になるんですが、通常の補助の手續上は裏負担を窓口となる柏市が裏の担保があるという前提で一般財源を投入して持っているという手續ですが、今回はURとの今回の事業変更認可に当たりまして確認書を締結しておりまして、その中でその裏負担分の4億2,000万につきましては、URが負担するという流れになっておりまして、それに基づいて、市のほうへ負担していただくという形になっております。以上です。

○松本 そうすると、その4億2,000万円というのはURから一旦来て、また返すだけのもので、特定財源だと思うのですが、それは違うのですか。

○北部整備課長 これは、補助金の性質上、通常特定財源というのは国庫支出金とか地方債とかその他になっておりますので、裏負担分を市が持っているということが手續上必要ですので、それはとりあえず一般財源という扱いで担保しているところでございます。以上です。

○松本 そうすると、国庫支出金2億8,000万円をとるために柏市が4億2,000万円負担しているという形をとっているということでしょうか。

○北部整備課長 ええ、そのとおりでございます。以上です。

○松本 そのことは、国側も了承しているんですか。

○北部整備課長 はい。国とお話をしておりまして、そちらの形で了解を得ております。以上です。

○松本 柏市は、純粋な一般財源ではなく、一般財源という形はとるが、実はそれは同額URから来ているということ国をのほうは了承しているということですか。

○北部整備課長 補助金の手續上の話として、裏負担分は一般財源ですというお話はしております。以上です。

○松本 その裏負担分の一般財源がURから来るといことも了承されているんですか。

○北部整備課長 表向き、その辺は話の中では出てきていると思うんですけども、手続上そういう話はしておりませんです。

○松本 何かすっきりしない。

○都市部長 今のお話なんですけれども、基本的には先ほど君島課長から申し上げましたように、負担協定の中で定めていると。裏負担分をそうやってうちのほうは補助裏を添えてURのほうに負担金を払うわけですが、URからはその裏負担ということではなくて、開発者負担ということでほかの事業に回っているということと返ってくる。ですから、実質的にはその分の負担にはなっていないという形をとっているということです。

○松本 非常に不思議な話ですね。

○都市部長 これは、市も極力負担を少なくしたいということから、各種負担協定の中でURに最大限の譲歩をして、URからの負担、開発者負担ということで私どものほうでいただくということなものですから、御理解お願いしたいと思います。

○松本 UR所管しているのは国交省ですから、当然柏市に同額が入っていることも存じてやっているんだらうなというふうには推察されます。この負担金がそもそも柏市を通さなきゃいけないというところがまず困るところなんですけど、これはどうということなんでしょうか。

○北部整備課長 こちらは、間接補助という手法を用いておりまして、窓口を柏市に、柏市が施行主体となってURに工事の施行をお願いするというスタンスで行っておりますので、補助を柏市がもらうという形をとっております。以上です。

○松本 7億円の収入も7億円の支出も柏市にとっては合計するとゼロですので、できればこういうのは避けて、直接やっていただけたらと思います、制度上仕方ないことだと思いますが。一般財源の4億2,000万の財政上の扱いなんですけど、これやはり普通の一般財源から支出したという形になるのでしょうか。

○北部整備課長 一般財源の通常の支出を行います。以上です。

○松本 では、この4億2,000万円分、この都市計画総務費が膨らんでいるということですか。

○北部整備課長 はい、そのとおりでございます。

○松本 この補助の枠組みというのは来年以降もこのようになっていくのでしょうか。

○北部整備課長 3年間は、金額は変わりますけれども、同じようなスタイルをとっていきます。以上です。

○松本 わかりました。

続いて、下水道を伺います。下水道会計予算の18ページの施設利用権について、内容と償却についてお示してください。

○下水道経営課長 委員さん御指摘の18ページの施設利用権でございますが、こちらにつきましては、流域下水道に対する負担金に伴うものでございます。以上でございます。

○松本 この施設利用権の権利性ということについて伺いたいんですが、この権利というのはどのように担保されているんでしょうか。

○下水道経営課長 下水道の施設、柏市は流域下水道、手賀沼流域下水道と江戸川流域下水道に接続しておりますが、その2つにつきましては、県が事業主体でやっております。県の事業主体に基づいて、柏市がそれに応分の負担をすると、流域関係市が負担することで負担をとっているところがございます。以上でございます。

○松本 今の話ですと、柏市が負担しているので、将来的にも安定的に使えるだろうという、その見込みに基づくというようなことだと思います。この施設利用権というのは基本的に県の施設に対して柏市が支払った分ですが、県の設備や構築物の価値とこの施設利用権というのは必ずしもぴったり金額が一致しないと思うんですが、その辺は差がどのようなものが出ますでしょうか。

○下水道経営課長 流域下水道負担金につきましては、これは日本下水道協会とかである一定の指針が出ているんですが、流域下水道につきましては、管渠とか処理場とか大規模で資産構成されておりますんで、なかなか1個1個のことは求められていなくて、今平均的な耐用年数ということで現在採用しているところがございます。以上でございます。

○松本 県のほうで除却を行った場合にはどのような処理になりますか。

○下水道経営課副参事 今回45年なりという減価償却をとっているのは、まずこちらの日本下水道協会の手引きに従ってやっておるところでありまして、除却につきましては本来県のほうから除却の旨の報告をいただいて、それに対して取得額を除却するという考え方になるかと思えます。その考え方で議会でも答弁させていただいておるんですが、現行千葉県下でいいますと、千葉市と八千代市が既に企業会計を導入しておりますして、千葉県との既に関係を確認したところ、具体的にはそういうルールは今のところないという形になっておりますので、今後下水道については、国のほうで法適用を全国的に求める形になっておりますので、県も企業会計なりを導入するということになれば、これは相互、施設利用権なりを各市から出しているものと、あと県サイドで言えば、当然それに基づいて資本剰余金で充当する形になりますので、そういった連携も今後具体的には出てくるかと思えます。ただ、現行において、その除却したという内容のものを、先ほど申し上げましたとおり、千葉市、八千代市では具体的には報告はいただいていないので、その施設利用権として償却をしているという状況にとどまっております。以上です。

○松本 わかりました。県の実際の設備と、この施設利用権、近隣市の合計を足したものが大きくずれてしまわないかなというところを心配しておりましたんで、その辺よく連携をとってやっていただけたらと思えます。

次に、6ページのキャッシュフロー計算書なんですが、未収と未払いの増加の理由についてお示してください。

○下水道経営課副参事 ここにつきましては、6ページ、投資の活動によりキャッシュフローということになりますので、資本収支に係る収入部分の未収、未払いと

ということになります。ですので、具体的に見ましては、未収については市債の3月末現在の前年度の増減なりと、あとは工事支払い代金等の未払いの期首と、済みません、今回初めてですので、26年度の期首と期末の差分ということになります。以上です。

○松本 その差分がなぜこのように大きく発生するのでしょうか。

○下水道経営課副参事 具体的な例でいいますと、未収分のマイナスの三角の3億2,000万円というのは今回3月末で、本来25年度分で借り入れる企業債が7億円まだ残っていますと。それに対して、今回年度末の数字というのが出来高を9割程度で見込んでおりますので、企業債満額の借入額の10億円になったと。そうすると、本来26年度末で10億、繰り越したものが期首の7億から3億円ふえたという意味で未収が3億ふえているというイメージです。

○松本 そうすると、キャッシュフロー計算書上の未収、未払いの増減というのは大体これぐらいで決算までいくだろうということでしょうか。

○下水道経営課副参事 これは、あくまでも先ほど言いましたように26年度の執行見込みをおよそ9割で見込んでおりますので、この形になっておりますので、実際の事業の進捗状況によって、出来高の割合で変わってくるという状況にありますけど、おおむねこういった形になるのかなとは思いますが。以上です。

○松本 このキャッシュフロー計算書、業務活動や投資活動等を見ている、かなり細かく見積もってやっているんだなということがよくわかりました。

次に、セグメント情報の話をしたいんですが、下水道資本会計は以前から雨水と汚水がまざって計上されていることが非常にわかりにくい大きな問題でした。今回企業会計に移るに当たって、やはりそこを、雨水、汚水、明確に分けたものが予算で出れば1番なんですけど、少なくともセグメント情報にはそういうものは記載されてしかるべきだと思っていましたが、なぜ分けなかったんでしょうか。

○下水道経営課長 セグメント情報につきましては、今回26年度からの会計基準の見直しに基づいて、各団体の判断で会計規則等で定めて設定することとなっております。先ほど日本下水道協会という協会の指針によりますと、いわゆる公共下水道、コミプラとか、あと農業集落等の事例で実施していくことが望ましいというようなことが記載されております。その辺を踏まえまして、先ほど言いました関連市、こちらでいえば、千葉市、あと八千代市、それからこれから行う佐倉市等々を確認したところも、実際のところは雨水、汚水の分けをせず、私どもと同じような公共下水道の事業としてやっていくということを確認しております。

議員さん御指摘の雨水、汚水の分けにつきましては、なかなか事業の執行上の段階では業務煩雑等々が危惧されますので、決算における決算統計とか、決算報告書ですか、下水道では毎年事業年報という形で決算を表示しておりますので、そのような中で対応していきたいと考えております。以上でございます。

○松本 決算統計の中では分けてやっております。それも案分で計算してやっていると、その案分の計算を予算のときにも1回やっていただきたいというこ

とだけなんです。やろうと思ったら、できない話じゃないと思いますが、そこまで煩雑でしょうか。

○下水道経営課長 事業執行上、予算からの執行管理になりますと、やはり具体的に申しますと、例えば人件費や消耗品などを過去の雨水、汚水の実績による案分方法でやるというのが一つ考えられるんですが、なかなか、あくまでも案分方法、過去の実績の数字を使っての案分となりますんで、仮置きの数字となってしまいます。それが決算出た時点で、雨水、汚水の区分の数値が確定した段階に再度今までやってきた業務が再度見直し、執行管理を全部見直ししなきゃいけないという支障が来すおそれがあるため、今回雨水、汚水については区分しないという方向で進めていきたいというふうに考えております。今後議員さん御指摘の雨水、汚水については関係市など今後調査、検討していきたいと思っております。以上でございます。

○松本 予算、決算においては、振興公社ですとかみどりの基金などを見ても、やはりかなり事業細かく分けて管理してやっているんです。私たち議員がチェックをしていく上でもやはり雨水、汚水、そこは明確に分けていただきたいというふうに強く思います。今回は、こういう形になりましたが、他市がやっていないから、やらないということではなくて、なるべくわかりやすいようにできるだけ今後出していただけたらと思います。以上です。

○商工振興課長 先ほど松本委員さんからの予算書の350ページ、柏市インキュベーションマネージャー事業委託に関して、販路開拓についての数字というか、答弁漏れました。これ販路開拓の実績というか、どんなものがあるかということですが、東京ビッグサイトであるとか、幕張メッセなどのいわゆる展示会、中小企業総合展あるいはシーテック、ジャパンディスプレイ等がございます。そういった展示会への出展の案内あるいは出店していただいた企業に同行して、当然出店すれば、そこで名刺交換なりビジネスチャンスが広がりますので、そういうことをしておることです。14件、実績として上がってきております。以上です。

○渡部 私は、ちょっと概要のほうでページを示しながら、一般会計について伺いたいと思います。

まず、34ページの柏駅の西口の北地区再開発について伺いたいと思います。昨年の9月ですか、A B地区、それからC地区の準備組合ができていると思うんですけども、これは昨年の9月準備組合が設置で、まず確認なんですけど、よろしいでしょうか。

○中心市街地整備課長 準備組合が設立したのは、昨年の6月でございます。以上でございます。

○渡部 じゃ、それはA B地区、それとC地区、2つの準備組合がそれぞれ6月に、つまり2つの準備組合ができたということによろしいでしょうか。

○中心市街地整備課長 はい、そのとおりでございます。

○渡部 今回も2,040万円の予算が計上されていますけれども、この準備組合がニュースをつくる時、これはこの柏市の予算というのかかわっているのでしょうか。

要するに柏市の予算を使って、その準備組合のニュースというのは発行されたりするんでしょうか。

○**中心市街地整備課長** 現在準備組合の活動におきましては、市のほうの委託費をもって活動しているわけございまして、そのニュースの発行も市の予算を使って発行しております。以上でございます。

○**渡部** そうしますと、昨年その準備組合ができてから、そのニュースというのは何回発行されて、ことしは、ことし恐らく準備組合のままだと思いますので、そのニュースで、広く組合の方にお知らせするわけですよ。これまでに何回発行されて、26年度はどのくらいそのニュースをつくろうという計画でしょうか。

○**中心市街地整備課長** ニュースの発行回数につきましては、ちょっと今調べております。大体役員会、理事会が毎月行われていますので、2カ月あるいは3カ月に1回という形でニュースのほうは発行させていただいています。現在26年度についても今のペースでいくんではないかなというふうに考えております。

済みません、ニュースの件でございます。A B街区のほうは、1回ニュースを発行しております。C街区のほうは2回ニュースを発行しております。以上でございます。

○**渡部** 柏市が委託費を出して、ニュースが発行されて、既に25年度について言えば、A B地区で1回、C地区で2回、ただそのニュースというのを目にする機会がないんです。これは、まとめて委員長にお願いしようと思ったんですけども、そういう情報というのは、特に西口については大変な規模の、D街区なんかと比較にならないほどの規模の計画なわけです。実際に準備組合が設立されて、ニュースがA、B、C合わせると3回出ていても、それを全く目にする機会がないんです。ですから、そういう情報というのは出したときに委員会にぜひ示していただきたいというふうに思います。これは、委員長のほうからぜひよろしく願います。その組合だからというんで出さないのか、ちょっとわからないんですけども、ちょっと目にしていないんですね。ただ、お金は出しているわけですから、ぜひそれはお願いしたいと思います。

○**委員長** それは可能ですか。

○**中心市街地整備課長** こういう資料については、組合員にも配っていますし、表に出すことは可能でございます。以上でございます。

○**渡部** 準備組合として、ことし進めるに当たって組合の加入率なんですけども、途中で、前に議会のときにはまだ70%台の加入率だったと思います。現時点でのA B地区、それとC地区について、組合員の加入率についてお示してください。

○**中心市街地整備課長** 加入率でございますが、A B街区が70.6%でございます。C街区が77%でございます。以上です。

○**渡部** この事業を進めるに当たって、柏市が積極的に組合に加入してくださいということを組合ではなくて、柏市側からも地権者に対して働きかけというのはなさっているんでしょうか。

○**中心市街地整備課長** 組合への参加は、やはり皆さんで決めることですので、我々がニュースを配ったりとかするときも組合への加入は勧めております。以上でございます。

○**渡部** 非常にこれ地域住民にとってはかなり自分の今後の生活にかかわることで、いろんな声を伺ったりします。その地域が結構分断されていたり、情報が閉ざされていたり、それぞれがどんなことを柏市が提示しているのかということでの疑心暗鬼になるだとか、そういう声も耳には入ったりしていますので、情報というのは全てつまびらかにしてほしいなというふうに思います。それで、ことしの3月に一小通りの商店街に対して説明会を行っているのではないかと思うんですけども、そういう説明会は行っているのでしょうか。

○**中心市街地整備課長** 3月に一小通り商店街のほうで説明会を実施しております。以上でございます。

○**渡部** 事業計画の素案の見直し、これまでと違って、計画が何らか25年度で見直しがあって、それが26年度、そういう見直しのもとにこれから進めるという問題、内容がありますでしょうか。

○**中心市街地整備課長** まず、今24年度の素案について、いろいろ理事会のほうで確かにその事業計画の見直しはしております。この見直しが終われば、その見直したものを皆さん方にまた御説明して、そして御理解を得ていく、あるいは意見を聞いていくと、そういう機会を設ける予定でございます。以上でございます。

○**渡部** 本会議の中でも今D街区の再開発でも多額のお金を使っているわけです。この西口についてもいろんな新聞報道では大体3年から4年だとか、7年から9年かかるだとか、その事業に要する年数なんかも示されたり、新聞報道では示されたりしています。ただ、本当に当初134億でしたっけ、柏市の負担、それが本当に柏市の財政から耐えられるのかなって非常に私は危惧をしているんですけども、柏市で現時点で目標、ここの計画に対して、今年度の予算との絡みで当然今後都市計画決定出すですとか、いろいろな組合設立とかいうことが予定はされていると思うんですけども、現時点でどのような予定でこの事業が進むのか、進めようとしているのか、わかる範囲で結構ですので、お知らせください。

○**中心市街地整備課長** 再開発事業、この地区を一気に動かすということができませんので、それと市としても再開発事業がD街区が終わらないうちに次に入ることができませんので、まずひとつD街区がしっかりと終わるという時期を目標に都市計画であるとか、そういうものができるような準備として今話し合いを進めているところでございます。その中で合意形成がまとまったところから事業として着手していければいいというふうに考えております。以上でございます。

○**渡部** 柏市も空地が必要だということで、当初示された図面にも空地があったと思います。例えば空地と広場、広場として整備をするときに行政がその土地を購入して、広場として整備するというようなことは、この計画の中では検討されているのでしょうか。

○**中心市街地整備課長** 基本的に行政が広場として整備するというような場合は、交通広場であるとか、そういうものの必要性があれば検討はしていくべきだというふうに考えております。これから交通問題等を含めて検討していく中でそういうものを検討していくと。それと、あと敷地内の空地につきましては、これは全部民有地を活用していくと、民有地の空地であるということでございます。以上でございます。

○**渡部** やはりこの開発については、非常に慎重に進めるべきではないか、場合によってはストップさせるなり、市の補助金の関係でこれは出さなければならぬというものではないですので、そういう見極めというのは財政状況からいってもきちんとしていただきたいなと思います。恐らく地域で示されている中には東口と西口をつなぐ回遊軸ですとか、文化交流施設なんかもきちんとして位置づけてやりますよというふうに説明がなされていると思います。そうすると、広場なんかだとほかの地区の開発の再開なんかに公共がそこを購入してやる。多分府中に視察に行っていると思いますけど、府中市なんかは保留地をかなり市が購入していると思いますけども、行政の財政支出については、本当に慎重に進めてほしい事業ですし、委員会としても情報をなるべく共有して、この計画についてはやっぱり慎重な対応を求めたいなというふうに思います。この件は結構です。

次に、概要版でいきますと同じ34ページで、先ほど松本委員も取り上げました近隣商店街の活性化事業なんですけども、なかなか実際にその商店の方が望んでいる計画といろいろ国の補助事業ですとか、柏市の事業なんかがマッチしていないんじゃないかというふうな気もするんです。本会議の中でも個店に対する支援ということも言われましたけれども、具体的に商店会ではなく、個店それぞれの店舗に応じた支援というのは何か新年度、具体的に考えているということがありますでしょうか。

○**商工振興課長** 個店支援ですが、来年度の国の予算として、個店の支援メニューが出てきております。市単独ではまだ現在検討中ということで、ただ御指摘のとおり私どもの用意しているメニューと商店会の望むところにずれが出てきているという理解はしております。実は、今年度、各地域商店会を回って、いわゆる担当者に課題発掘、あるいはどの部分がどうずれているんだということを今回らせております。それを受けて、来年1年かけて、どういう補助メニューがふさわしいのかというようなことをやっていきたいというふうに考えております。以上です。

○**渡部** 本会議で、市長はアベノミクスの効果が出ているというような発言がありましたけれども、実際に商店の人の営業というのは建築業以外は非常に特に小売りは落ち込んでいて厳しいんじゃないかというふうに思います。本会議では、高崎市の例を挙げさせていただきましたが、やはり市の職員の方が直接一般的なアンケートではなく、本当にどういうことが必要なのかということを真剣に探るような聞き取りをやっているんですね。柏市これからやるということですから、ぜひその商店の人が、例えばこういう支援があったら、何とかもうちょっと利益を上げられる

だとか、そういう要望を細かくくみ取ってほしいなと思います。それには、やはり件数もある程度多い件数を訪問して、つかむことが必要だなと思いますので、抽出とかではなく、まとまって中心店だけではなく、郊外も含めて広く、直接そういう聞き取りでの調査活動を充実していただきたいなというふうに思いますが、その点はいかがでしょうか。

○商工振興課長 今年度からもう既に回り出しております。全商店会を回れということで指示を出しております、現在その取りまとめ中でございます。その要望を受けて、どういうメニューがふさわしいのか検討していく予定です。それは、来年度やります。以上です。

○渡部 今年度と来年度というのがちょっと今25年度になっているので、26年度具体的にやるということですね。商店会というよりは、やはり個店のそれぞれのお店のいろいろな悩みだとか、そういうことをしっかりつかむということが必要だと思いますので、それは取りまとめをして何らかということですので、それはしっかりやっていただきたいと思います。

続いて、35ページの企業立地についてなんですけども、企業立地促進事業の奨励金なんですけども、今も松本委員から質問がありました。もう一度ちょっと確認させていただきたいんですけども、これは要綱について、26年度までの要綱で、27年度見直しだけけれども、27年度については経過措置をとるということによろしいのでしょうか。

○商工振興課長 わかりにくくて申しわけないです。要綱は25年度、本年度限りで要綱が廃止になります。要は、固定資産税を納めた分の後払いのような形なので、26年中も経過措置分の支払いが発生するという意味でございます。今後については、先ほど松本委員のほうからも出ましたけども、担当内でもさまざまな意見が出ました。ほかの自治体は誘致に力を入れております。ただ、柏の場合は、立地の部分で非常に優位性があるということで、企業に実際ヒアリングに行った中でも、奨励金があるからという理由よりも担当者の顔がフェース・ツー・フェースでよく見えて、担当者の熱意なりなんりのほうが大きかったよというような意見いただいています。なので、言葉はあれですが、足で稼ぐような企業誘致をしていく方向、要は自治体との、こういう優遇措置をつけるからというような条件闘争に走ることなく、柏市独自の誘致を考えております。以上です。

○渡部 現在の企業立地促進奨励金については、ちょっと疑問も感じているところがあります。雇用拡大につなげるというのも当然この要綱の中にはあったと思います。26年については、2社がということでしたけれども、特に関西ペイントが企業としては大きい企業だと思います。現時点で市内の雇用者、関西ペイントというのはたしか会社を合併して、それで柏市に来たと思うんですけども、市内の雇用者というのはどのくらいの割合占めているのでしょうか。

○商工振興課長 関西ペイントなんですけど、正社員が80名で、うち22名が市内在住という報告を受けております。ただし、これ途中です。要は、おっしゃるとおり、

拠点集約で柏に越してきたので、今後柏市に移り住んでくる方もかなりいるはずだという先方のお話でございます。以上です。

○渡部 ほかの市なんかを調べてみますと、この要綱の中の、要するにこの奨励金を出す条件として、市内の雇用者をふやすですとか何割以上だとか、具体的に市内雇用者というのを明記している要綱を見受けるんですね。柏市の要綱の中にはそういう項目が今ないと思います。この雇用について、その市内雇用者をふやすということをもしこれを継続するのであれば、そこは明確に位置づけるべきではないかと思えますけれども、改正に当たってはいかがでしょうか。

○商工振興課長 今後見直しをしていく中で検討したいと思えます。以上です。

○渡部 その点については、よろしくお願ひしたいと思えます。やはり雇用の実態というのは非常に厳しくて、それは柏市も同様だと思えます。それで、いろいろな雇用の促進策というのを柏市、持っていましたけれども、労働費全体は非常に減っているんです。それで、就職に結びつけるための補助金も今回は4つの雇用事業が削減になっています。このうち商工課が担当しているのは心身障害者の雇用促進奨励補助金だと思えます。そのほかに3つのそういう雇用促進の補助金というのが今年度減っています。それは、商工振興課の担当ではなく、ほかの部署だと思えますけれども、商工振興課として、やはり雇用をなるべく生み出す、正社員に結びつけるだとか、そういったことというのは他の部署と積極的に連携をとって、こういう奨励金を出すなり、補助金を出すなりの必要性というのは、今本当に削るんじゃなくて、高まっていると思うんですけども、その辺は担当課としてはどのようにお考えでしょうか。

○商工振興課長 おっしゃるとおり、補助金があるにこしたことはないんですが、やはり全体の見直しの中で、要は外部評価などでも廃止という意見が出ております。それを私ども内部でも検討した結果、それぞれ26年度だったら、27年度をもって廃止というような結論が出たというふうに理解しております。以上です。

○渡部 何となくその補助金が一律に廃止、見直し、減額というふうになっていて、特に雇用問題というのは深刻だし、その雇用が要するに改善されれば、市の税収増にもつながるわけで、やはり補助金のあり方として、しっかり労働費関係についての補助金というのは私は確保、これは副市長にお願いというか、確保すべきだと思うし、その使われ方として、企業に1人雇用すると幾らという使われ方が、その後の雇用にきちんと結びついているのかということも実はちょっと疑問に感じたこともあります。ですから、継続的な雇用、新たな雇用を生み出す、そういうところには、ぜひこれは柏市としてもやはり一律な補助金削減ではなく、力を入れて、その後のことについてもきちんと柏市が検証していくことが必要じゃないかなと思えますが、これは副市長にぜひお答えいただければ。

○石黒副市長 雇用については、やはり人口が減少していく中で地域の活力維持していく上でも大変重要だと思っています。そういう面では行政の役割というのは高まっていると思えます。そういう視点から重点的に雇用についてももしっかり取り組

んでいきたいと思ひます。以上です。

○渡部 その点はよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、36ページのこんぶくろ池公園の整備についてなんですけども、今回も予算では10億を超える予算が出ています。これは、市の公社からの買戻しだと思ひますけれども、現在の取得の率、どのくらいまで取得したのか、これが用地取得についてはいつ終わるのかについて、まずお示してください。

○公園緑政課長 これまでのこんぶくろ池公園の用地取得の実績ということですが、全体12.5ヘクタールのうち、平成25年度末の取得済み面積は約10.2ヘクタールになります。全体の面積で割り返しますと約81.5%の進捗率でございます。それから、26年度の予算を今回計上しております、今後いつごろまで取得にかかるのかというお話ですけれども、買戻しにつきましては、用地交渉等、千葉県の区画整理事務所のほうが仮換地の指定という作業を行っております。相手との交渉ということもありますので、なかなか何年度までにとりようなところはこの場でお示しできませんが、できるだけ引き続き仮換地の指定に向けて努力していただきたいということをお伝えしております。以上です。

○渡部 これまでもこんぶくろ池公園については、買戻した分のお金、それと整備費で幾らでというのがちょっと示されていたと思ひますけれども、この中身については変更ないでしょうか。最終的にその買戻し金額というのは全体で幾らになるのでしょうか、この公園は。

○公園緑政課長 買戻しをする際に、やっぱり金利、事務費というのが変動がありますので、多少、今後変更になる可能性があると思ひますが、現時点ではその用地取得費の総額としましては約168億円ほどを見込んでおります。そこに公園整備費として12億ほどを見込んでいると、あわせまして約180億円の事業費というふうに考えています。以上です。

○渡部 本当にこの公園については、区画整理地内にあるということで、非常に多額の市民の税金をつぎ込む公園です。最終的、結局県の支援というのではなくて、柏市がもう単独で県の公社のも買戻して、整備費と合わせて180億ということですので、やはりできる限りその事業費について何らかの形で圧縮できることがあれば、そのように努めていただきたいなと思ひます。そもそもの手法からちょっとこのやり方がどうなのかという疑問点がありますけれども、ちょっとそういう今回も10億計上されていますので、ちょっとそういう感想を持ちました。これはいいです。

あと、ちょっと戻って申しわけないんですけども、農政のほうで1点だけちょっと追加で伺いたいんです、34ページのほうに戻るんですけども、この予算には多分計上されていないと思ひますけども、2月に降った大雪によって柏市のビニールハウスにも被害があったというのは途中でメール配信なんかでもありました。全体、最終的にどのくらいの被害状況があったのかですとか、あと柏市の予算の中でそういう農家に対して、何かしら補填ができるようなことがあるのかどうか、ちょっと伺いたいと思ひます。

○次長兼農政課長 今回の御質問ですけれども、2月10日と14日、15日にかけて降った雪の被害ですけれども、3JAと農業共済組合を通じて被害状況を把握した結果ですが、柏市ではビニールハウス、イチゴ等のビニールハウスの被害件数が9件、延べ面積で30.6アールということで届け出、被害状況取りまとめております。これに対する対応なんですけれども、3月3日に国のほうから今回の冬の豪雪による被災農業者への支援対策、追加対策ということで、農業ハウス等の再建修繕への助成ということで、対策が打ち出されております。現在被害農家には農協等を通じて、あるいは直接この対策に申請するかどうかという意向の取りまとめを現在行っておりまして、まだ確定ではございませんが、6件ほど農家が今申請したいということで申し出があります。この事業自体は、ハウスの撤去から被害前と同程度の施設の取得をするというような条件がありますけれども、撤去費用と必要な資材あるいは附帯施設の整備、これに対する助成制度ございます。ただ、この助成制度につきましては、地方公共団体の補助も国に合わせて行うことになっておるんですが、県のほうの具体的な内容が確定しておりません。こういった状況もございまして、とりあえず今の段階では意向を取りまとめて報告して、内容が固まり次第、また改めて市といたしましても財政当局と協議をしながら対応してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○渡部 柏市もやはり雪で被害あったわけで、いろいろ流れてくるマスコミのいろんな報道なんかでは国が半分、県と柏市が4分の1ずつ、それとあと融資をしたときに利子を全額補填するだとか、いろんな情報なんか結構報道されていたりします。恐らくもしそういう助成がなされると、この予算ではなく、補正を組んだりということが今後あるのかなと思いますけれども、しっかりそういう被害に遭った農家の皆さんへの支援をしっかりとやっていただきたいと思います。行政から申し出があってというふうによく聞くんです。そうすると、そういうことを知らないでいる農家の方がいたりするとやはり困るので、そこが行政としてもしっかりと支えていただきたいと思いますし、あとは具体的な助成となった場合は今後補正予算という形で出るのかどうかだけ確認させてください。

○次長兼農政課長 今回の追加対策につきましては、市町村だけではなくて、JA等も通じて、農家への情報提供というのを行っておりまして、先ほど申し上げました被害状況外の方からの申し出等もあるものですから、現地確認しながら実態把握と被害状況等の確認をしております。その中で個々の農家、先ほど同程度の復旧というのがありますので、同程度のものをしない方への対応とか、そういう方につきましては利子の補給であるとか、いろいろな名義はありますので、最適な制度について相談しながら対応していきたいというふうに思っております。必要に応じて補正等の手続も進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○渡部 じゃ、次に42ページのバリアフリーの道路特定のこと、北柏駅の北口のエスカレーター設置について、これは本会議でも出ていましたけれども、途中の段差のことも含めて、柏市としての計画について、改めてエレベーターではなく、エ

スカレーターになった経緯も含めて、お示ししたいと思います。

○次長兼道路維持管理課長 まず1つ、エレベーターからスカレーターになったという経過なんですけど、北柏の区画整理事業の区域の中で一部JRの建物があって、それが存置ということで、当初そこにエレベーターがあればいいかなということで計画していたところでございますが、なかなかちょっと難しいような状況で、そういう中で今の自由通路ですか、連絡橋、その階段を利用して、当座はそこにスカレーター、上りのスカレーターを設置できないかということでずっと検討してまいりました。そういう中で、今回26年度基本設計からやっていきたいなということで、なかなかエレベーターの候補地として難しいような状況でございます。そういう中でかなり旧道のほうからの乗降客が多いということで、上りのスカレーターを設置していきたいなという考えでございます。以上でございます。

○渡部 途中のところの段差ですとか、あと今の連絡橋が例えば耐震ですとか、そういう点で問題がなく、今のあの形で、これから基本設計の中でやることなんでしょうけども、今の階段のあの状況であそこにスカレーターをつけるという方向なんでしょうか。

○次長兼道路維持管理課長 今の階段に直接スカレーターをつけるということはなかなか難しいと思います。スカレーターも単独の構造物としてつくるようなことになると思います。今の階段のスペースの中で単独のスカレーター、例えば支柱とかそういうのをつけるようなことになると思います。それと、先ほどの駅舎側の階段の部分、これについてはJRの敷地の中でJRが管理しているところでございます。これについては、JRとあわせてバリアフリーの対策についてお願いしていきたいなという考えでございます。以上でございます。

○渡部 わかりました。結構です。

次に、同じページの市営住宅について伺います。今回は、訴訟の問題が出てまして、これは委員会が違いますので、ただ市営住宅の問題というのは、この委員会のことですので、やはり長い間失踪していて、そのまま放置されていたということはやはり非常に、全体的に、担当もそうですけども、大きな問題ではなかったかなというふうに思います。一つ心配しますのは、ことしから指定管理者になるわけですけども、いろいろな業務の内容を指定管理者に今度任せるわけですけども、かなりプライベートな問題ですとかあると思います。指定管理者が督促なんかも出すようになると思いますけれども、今現在でもいただいた資料でも多額の家賃の滞納があります。指定管理者は、現在の滞納世帯に対して、どんなふうに働きかけるんでしょうか、あるいは市は何をやるんでしょうか。市と指定管理者が現在の家賃の収納問題、今残されている問題について、どんなふうに役割分担して、対応するのか教えていただきたいと思います。

○住宅課長 家賃の滞納につきましては、毎月月末に支払いという形で、今現在銀行引き落としの方が約8割、現金納付の方が2割という形で、当然引き落としができない場合は督促という形で納付書を添付しながら督促状を発送しているという形

で、そこまでは今までどおり、市のほうが督促状を作成して、あとその発送は指定管理者のほうにお願いするという形です。その後督促を発送した後の対応につきましては、指定管理者のほうから早目に納付してくださいというお知らせを入居者のほうにさせていただくという形で考えております。あとは、長期の滞納者のほうの対応につきましては、こちらについては市のほうで対応していくというふうに考えております。以上です。

○**渡部** 市営住宅は、恐らく60歳以上の方が半数近くを占めていると思います。そうすると、実際の生活の状況、そういうのをきちんと見て、例えば減免が必要な人には減免をするですとか、他の制度を利用できる人には積極的に勧めるだとか、そういった個々の対応というのが恐らく必要じゃないかなと思います。人数で140人で9,048万円の滞納ですよ。これがもしかしたら中には悪質な滞納者というのもあるのかもしれませんが、実際には生活が非常に困難な中で滞納がずっと積み重なってきた人もいないかなと思いますので、指定管理者に家賃の減免申請ですとか、あと訪問徴収というのもこの指定管理者の仕事になっていますよね。ですから、例えば機械的な他のいろんな政策に結びつけるということは指定管理者にはできないことだと思いますので、やはりそこは市の担当者の方が個々の状況をきちんと把握して、この家賃の滞納問題にも今年度しっかり取り組んでもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

○**住宅課長** 今までの滞納対策につきましては、本当にまことに申しわけなく思っております。今後につきましては、やはり入居者の公平感等を考えますと、やはり早目早目の対策をとっていくということで対応していきたいと思っております。以上です。

○**渡部** ぜひその生活の実態の把握も含めて、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

あと2つだけ、2項目だけ質問します。駐輪場についてなんですけれども、柏の葉キャンパスの駐輪場というのは市の駐輪場ではありませんけれども、柏市とこの駐輪場との関係、それについて、まずちょっと伺いたいと思います。

○**交通施設課長** 今委員おっしゃったようにキャンパス駅の駐輪場につきましては、現在まちづくり公社が管理運営を行っております。市とのその駐輪場に対するかわりということなんです、ちょっと申し上げますと、まず地権者は高架下の土地の駐輪場になりますので、TXが土地の所有者になります。TXから私ども柏市が無償貸借という形で土地をお借りしております。無償貸借プラス公租公課、固定資産都市計画税相当額を減免しております。これを使用承認契約ということで、柏市とまちづくり公社との間で契約を交わしております。その中で簡単に言えば、適正な管理に努めることといったことですか、今申し上げました減免している公租公課分について、納付金という形で市のほうに納付させていただくといったことですか、こういったものを定めて、実際上の管理運営としてはまちづくり公社が運営していると、こういう場所になります。以上です。

○渡部 今回特にキャンパス駅のところの駐輪場については、大幅な料金の値上げと、あと定期利用者の場所の変更というのがあって、市民の方から何人かから苦情の連絡というか、いただきました。恐らくこれはまちづくり公社と、あと市にもそういう連絡が入ったんじゃないかなと思うんですけども、料金については50%、5割値上げになったところがありますし、駅に近いところは定期利用から一時利用になって、定期利用については駅からちょっと離れたところになって、非常に不便になったという声を何人かの方からいただきました。確かにここは公社のやっている駐輪場ですけども、柏市としてもかかわり合いがあるわけですから、やはり柏市として、ここが市民がより利用しやすいようにということで、柏市が何かしらその公社に対してはきちんと指導するとか、そういうことというのはできないのでしょうか。

○都市計画課長 まちづくり公社に関しましては、都市計画課が窓口になっているんですけども、これについても報告は受けております。それに対してどうするかという意見とか、そういうことに関しましては、公社、独立した法人でありますので、よほどまちづくりの計画とか、それに合っていないとか、大きなことがない限りには公社の事業計画や方針にのっとってやっていることにつきましては、そのままといいますか、報告を受けて、公社の事業として行うという形になっております。以上です。

○渡部 公社の事業ですけれども、やはり今回そういう市民からのいろんな声とかがありましたので、柏市としてもきちんとその意見をぜひここは述べていただきたいなと思います。

3月8日にその受付を、電話で受付を始めて、1日電話をしても全くつながらなかった、日曜日もつながらなかったという苦情なんかも聞いています。市民からすれば、やはり同じ駅の駐輪場ですので、募集のやり方も含めて、指導していただけることはきちんと指導して、改善を図るようお願いしたいなというふうに思います。

最後に、45ページの高柳駅の西側の区画整理事業について、1点だけお伺いします。これまで柏市は、無利子の貸し付け4億8,530万円、無利子貸し付けを行っていると思います。ここの事業については、保留地も売れ始めて進んでいて、その駅前の整備なんかも立ち退きが終わって進んでいるというお話は本会議の中でも出ました。この無利子貸し付けについては、当初の返済の予定は何年で、この返済というのはいつから具体的に始まるのでしょうか。26年は、ここの返済というのは実際にあるのでしょうか。

○区画整理課長 高柳西の区画整理事業の無利子貸付金についてお答えします。

現在組合の貸付金の借り入れ残高は、委員おっしゃるように4億8,530万円になっております。償還計画でございますが、現在の第6回事業計画の変更の中では来年度、26年度から27年、28年の3カ年で償還する計画となっております。以上です。

○渡部 無利子貸し付けのときには事業を進めるためにということで賛成をいたし

ましたが、返ってこないんじゃないかという、ちょっと変な心配もしまして、具体的にその返済、償還の計画があるということですから、これはぜひきちんと進められるようお願いしたいと思います。以上です。

○委員長 じゃ、ちょっと休憩を入れさせていただきたいと思います。

午後 3時15分休憩

○

午後 3時28分開議

○委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○古川 それでは、予算書の、まず344ページ、先ほども話がありました観光事業なんですけども、大体、要は柏市にあるコンテンツというのはほぼ出尽くし感がありますし、今までも既存の計画とかいろいろあって、それは合併のときから含めていろいろある中で、もう一度ここでそれをどういうふうにつなぐのかということだと思っんですよ。ただ、やっぱりそのこのコンセプトというか、そこをもうちょっとはっきりさせないと、いろいろあるけど、すごく目立つというか、本当にストロングポイントがあるわけでもないなという気がするので、どういう考え方で、今後具体的に形にしていこうとされているのかと、少し、もうちょっと具体像を、その基本的な考え方として御説明いただきたいと思います。

○商工振興課長 御指摘のとおりで、柏市に世界遺産のようなストロングポイントがあるわけではございません。先ほど申し上げたとおり、人が集まることが観光だというとらえ方をして、主に4つゾーニングをしております。まず、自然関係のほうでいきますと、手賀沼とあけぼの山、それぞれの首都圏30キロ圏内では非常に貴重な自然がまだ残っていますので、そこをどういうふうに活用していこうかという部分、それからにぎわいの部分で、1つには柏駅、ここはほぼ毎週のように何らかのイベントが行われて活気を呈しています。そういうところも観光ととらえることができるんじゃないか。

それから、北部の柏の葉エリアに関しては、今度2014年に新しくまちおこしがされます。ホテルや、あるいは学会などの誘致もできる、いわゆるマイルスと呼ばれるような需要も出てくるだろうと。そういうビジネストリップも含めた誘致もできるんじゃないかということで、大きく4つゾーニングをして、それぞれのお客さんが引っ張ってこれる、またそこがニュースになることによって柏ってすごいよねという内向きのシビックプライドのほうにもつなげていけたらというようなことを考えております。以上です。

○古川 そうすると、北部と柏駅というのは大分イメージが持ちやすいですよ。具体的にもうちょっとお聞きしたいんですが、例えば手賀沼、確かに自然があります。いろいろ遊べるというか、散策したり、散歩したりってできると思うんですが、関東ぐらいに地域を広げてみて、どのぐらいの人まで来てほしいというふうに考えているのか、もっと市内の人にも来てほしいなという話なのか、いや、いや、都内

の人にも来てほしいとか、茨城の人にも来てほしいとか、そこら辺の具体的なとうか、ターゲットとうか、どんなことを考えていらっしゃるのか、そこをちょっとお伺いしたいですね。

○**経済産業部長** やはり昼間人口をふやすとあったところでは、ある程度遠くからというイメージは余りなくていいのかなと思います。そこにただ来るだけではなくて、やはりそこで少し金を落とすということを考えていかなければならないのかなという面も含めて、例えば手賀沼でしたら、今あるのが農業という部分が売りだと思えますけれども、農業の体験に来るんだったら、ある程度の近隣で日帰り層を狙う。そして、その方たちが地元である程度お金を落とさせていただくような仕掛けを持っていかなきゃいけないのかな、そういったところを手賀沼周辺では仕掛けていきたいなと思っています。あと、逆に我孫子側との連携において、そういったものがもうちょっと広域的な対応ができるのかな、要するに柏の自然と我孫子の文化施設、そこをまぜることによって、ある程度都内の小中学校、幼稚園、そういったところは十分ターゲットになるとうふうに考えております。ちょっと話ずれちゃうんですけど、現実に関、都内の幼稚園に少しいろいろPRをしている中で卒園旅行等で今柏に来てくれると言ったところが1園ございまして、280名、5台のバスで来るとうふうな計画が今ございます。以上でございます。

○**古川** 前たまたま体験農業という話があって、ここで申し上げるもなく、民間で役所OBの方が一生懸命やっていたら、私もそこ行かせてもらったんですけど、同じ質問したんですけど、どの辺の人まで来てほしいんですかと。そしたら、結構都内の人とか、結構遠くのことまで言っていたんで、それで子連れで来てほしいという話になると、もう競合するテーマパークから下手したらディズニーランドまで競合するんじゃないかと思うぐらいの話だった。やっぱりそこはある程度ターゲットを絞っていかないと、そんなに強い吸引力を持っている施設じゃないんで、うまく見せるとうか、うまく利用してもらとうところが大事だと思いますので、今具体で1つありました。少し足を使って、先ほどからそんな話がありましたけど、そこら辺でうまく形にしていってほしいなと、大変期待していますんで、やっぱり形だけにならないように実のあるものにしていてもらいたいなとうふうに思っています。

あと、もう一つは、これはとういう聞き方をすればよくわかんないですけど、例えば手賀沼の、地元の方、隣にいらっしやいますけど、農業なんか前、私、実際やられている方の、クレストホテルでとういう見せて、市内の飲食店の方とマッチングしていただくか、そのまま見せていただいて、大変やる気があって、素晴らしいなと思ったんですけど、やっぱりもう一つ広げて、まちづくりの中でとういうすごく志のある人がどこまで盛り上がってくれているのかなとうところもひとつ気になるんですよ。やはり自分のことをやらなくちゃいけないという結構サバイバルみたいなところもあると思うので、それをやるのは大変いいことなんですけど、もう一步広げて、地域のために何かしようとう話が、例えばあそこの道の駅で何か出

すというだけじゃなくて、もうちょっと地域のためにやろうというところの人の部分ですよね。大変一生懸命やっている方はいらっしゃいますけど、やっぱり最後は自分のことやらなくちゃしょうがないという現実もある中で、どれぐらいの方がその地元の中で盛り上げようと言ってくださっているのかって、そこら辺の温度というか、そこら辺を執行部としてどういうふうにお感じになっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○**経済産業部長** 手賀沼といったところで限定してしまいますと、アグリ・コミュニケーションと、合併するときには手賀沼周辺に対して、少し都市と農村の交流をしようなんていう形で手賀沼の周辺、道の駅周辺で少しいろいろ仕掛けていこうという方が、三、四十人の方おります。そういったところに対しては、すごく乗ってきていただいているなという感覚はございます。ただ、私どもそこだけではなくて、もうちょっと手賀沼の奥、フィッシングセンターから先、地名で言えば、手賀地区であるとか、その先の地区、そこまで足を伸ばしていただくような形にするためには、もうちょっと先での仕掛けが必要になってくるのかなど。そこについては、これからやはりそういう地元に入って、いろいろ話し合っていかなければならない状況かなというふうに考えております。以上です。

○**古川** よろしくお願ひします。

じゃ、あと次は自殺対策で商工振興課の部分です。326ページなんですけど、自殺対策という、かなり福祉系のほうのイメージがあるんですけど、議員提案で条例をつくって、連絡協議会なんかは実際商工のほうの方も出ていただいて、会議所の方も出ていただいてやっているんですけど、このメンタルヘルスケア、たしか幾らでしただけ、幾らか出ていたと思うんですけど、ここの実施状況というか、どんな感じで行われているのかをお伺いしたいと思います。

○**商工振興課長** メンタルヘルス支援事業委託、この自殺予防対策、全体予算の中の200万円、予算を措置しております。自殺予防対策として、産業カウンセラーに中小企業を訪問して、事業主にメンタルヘルスの必要性を説明するというようなことを予定しております。これ実際今年度もやっております。ただ、なかなか、古川委員、会議にも出ていただいていたんですけど、難しいのが中小企業、人数が少なくて、どっちかというところと中小というか、零細というか、なかなかメンタルヘルスまで気が回らないというような課題が出ております。なので、入り方というか、そういう接触の仕方を少し変えようかなというふうな議論にはなっております。単純に自殺対策の重要性だけ説明していても広がっていかないというような課題がありまして、コンタクトの仕方をちょっと検討しようというふうな議論になっております。以上です。

○**古川** そこは、やっぱり事業主からすると、うちはそんなことはないですからという話になりかねないところもありますし、じゃ本当に駆け込み寺的にちゃんと相談できる体制がどこまでかというところ、また、それも難しかったりというのはあると思いますので、本当に柔軟に現場の感覚というか、そこを生かして取り組んでいた

だきたいなと思います。

あとは、390ページ、低炭素まちづくり計画策定業務委託と都市計画マスタープラン改定業務委託ですね。この2つ、簡単でいいんで、上のほうは新規、下は改定ということですが、どんなコンセプトで計画をつくろうとしているのか、また改定しようとしているのかというのをまずお示しいただきたいと思います。

○都市計画課長 まず、低炭素まちづくり計画ですけども、これは23年度から準備して進めているんですけども、基本的には集約型の都市というのが国なんかの方針ではあるんですけども、集約の拠点を決めて、その中で低炭素のまちづくりをしていくと、エリアとその中でやることという、その2つを主に決めていくような形になります。

都市計画マスタープランの改定ですけども、これは今現在もう出来ている計画の改定ですけども、これもコンパクトシティ、少子高齢化の中で柏市どう対応していくかということで似たような形になっているんですけども、これは国のほうの局といいますか、そのところから出ていることの方針が縦割りになっている関係で、ちょっと分かれているんですけども、実際上はこの2つ、同じ土俵で考えていくというような方針で考えています。以上です。

○古川 そうすると、今も集約という言葉があって、ここで余りそれを長々と議論しても仕方ないというか、これから考えていただかなくちゃいけないことだと思うんですけど、具体的に柏市でどういうことをしたいのかということころは、ある程度今までの都市計画マスタープラン見ても確かにワークショップを重ねて、市民参加でつくってきて、さっき市民参加という話がありましたけど、やっぱり評価すべき部分もあると思うんですね。ただ、平成何年でしたか、これ、10年でしたか、つくって。やっぱりある程度計画と実際のところの乖離とまではいかないまでも、余り整合的でないなというところは担当部の方が一番おわかりになっていると思うので、ですから低炭素も大事だし、集約もある程度大事なのかもしれないんですけど、やっぱりさっきの観光と一緒に、具体的に柏市でどうなのかということころをもうちょっと研究していただきたいなというふうに思いますんで、これから今まで積み重なってきたものを新たにつくるものと、今までやってきたもの、いろいろ課題も見えていると思いますので、そこはぜひ柏市でどうなのかと、国がどうだとかということも大事なのですが、そこをより出してほしいなというふうに思います。

あと都市計画マスタープランのほうは今地域別構想をやっています。あれは、やっぱりそのままやっていくんですか。

○都市計画課長 地域別構想ですけども、前は地域別構想に重きを置いてつくった、どちらかということですね。今回改定するに当たりまして、ああいう大きくくりの地域じゃなくて、もうちょっと生活圈域、福祉のほうで言えば、地域包括ケアシステムということで、生活圈域ということが非常に今後重要になってくるんじゃないかということ出ているので、余り大きくくりの南部とか中部とかということのも、それはそれでやる必要があるんですけども、もう少し生活に密着したところの、そのの

検討というほうにちょっと軸足を移したほうがいいのかなど、これからですけども、今のところはそういうことも考えています。以上です。

○古川 今回代表質問でも取り上げましたし、ほかの議員もたくさん取り上げていましたけど、やっぱり地域というのが重要になってきているという中で、福祉という地域と都市部という地域といろいろあると思うんですけど、もうちょっと、全く同じである必要はないと思うんですが、やはりある程度市全体という中でコミュニティとか、そういうまちづくりとか、土地政策とか、そこら辺はある程度整合する方向で持っていったほうがより実効性が高まると思うんですね。ですから、他部署との連携という形になるのか、総合計画の中でなのか、よく私はわからないんですが、そこはぜひしっかり取り組んでいただければなというふうに思います。

あと、次にさっきも議論があった385ページの柏駅のまちづくりの10カ年計画なんですけど、幾つかコンセプトとか、基本的な考え方が示されたんですけど、やっぱり今あるものをある程度まとめましょうという話になると、何となく私の感触だと総花的になるのではないかという、ちょっと危惧があるので、もう少しどんな形のものにしたいのかというのを教えていただきたいと思います。

○中心市街地整備課長 この10カ年計画においては、確かに今ある規定の計画を取りまとめていくということと、将来都市像を共有する中でまちの回遊性の向上や商店街など、そういう通りの空間構成だとか、あるいは今ある道路体系に応じた交通規制のあり方だとか、そういうものを一つずつ着実に作り上げていくようなことを念頭に置いて進めていきたいと。そういうものをこの中心市街地の活性化に結びつくというようなことで考えております。以上でございます。

○古川 これからということで、もうちょっと具体的にその回遊性とかというところを説明していただけるともう少しわかりやすいかなというふうに思います。よろしくをお願いします。

○中心市街地整備課長 回遊性ということでは、現在いろいろ調査をしている中、あるいは中心市街地活性化基本計画などを定めながら、まちの中、どのような人の行動かというようなところもとらえていますと、どうしても南側、柏駅の南側、中心から南側に重心がいつているというような、そういうところが人が多く歩いているというような現実がございます、それをもう少し人を呼び込みながら、魅力ある商店街あるいは通り、空間構成をつくりながら、もう少し北側まで、あるいは今後予定されている、例えば駅舎改良なども含めた中で、見込んだ中でももう少し駅直近だけではなくて、広がりのあるような回遊性をつくっていただければというふうに思っています。以上でございます。

○都市部長 今回遊性の話も出たんですが、市としては回遊性が増すことによって長く滞在してもらいたいと。それはさっきの観光基本計画にもつながろうかと思うんですが、そこでいろいろお金を落とさせていただいたりとか、楽しんでいただくということで考えています。そのためにはやっぱり交通、今のインフラ空間を考えま

すと、やっぱりもう限界に来ていると。ただ、そのインフラ空間、じゃ広げられるかといいますと、とてもじゃないけど、今広げられるような状況にない中で、交通体系をやっぱりきちっと見直して、歩行者優先するような駅周辺の交通体系に見直していかなくちゃだめなんじゃないかと。まず、メインとしてはそこら辺があると思います。

それと、あといろんな計画が先ほど錯綜しているというお話ししましたがけれども、その計画そのものが今までこれ長期計画が多かったものですから、やはり委員御指摘のように総花的な計画になっていたと。これを10カ年の中でできるものをきちっと整理していきましょと。これは地元の方も入っていただく、市民の方も入っていただく、それで一つの約束の中で10カ年で市ができるものをここでまとめていきましょという考え方です。その中にはいろんな計画の中で重複しているようなものもたくさんあると思いますが、そこら辺は見直して、効率のいい対処方法をそこで実施していきたいというふうに考えております。したがって、今まで非常に多かったものを、それを全部取り入れるということじゃなくて、切り捨てられるものは切り捨てで非常にコンパクトにさせて、それでできるものを、きちっと約束できるものを整理していきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○古川 どんなものができるのか大変期待をしていますので。

 あとは、やっぱり回遊性ももちろん大事なんですけど、柏市全体の中でその柏駅周辺というのがどういう意味を持っているのかというところも一つ、当然押さえるとは思いますが、そこら辺も含めて議論していただければいいのかなというふうに思います。

 あとは、さっきも企業誘致の話、済みません、ちょっとまた戻りますけども、やっぱり市でできる、例えば補助とかがってかなり限りがあるので、さっき答弁があったように、顔が見える関係というか、そういうほうが私も大事なのではないかなと。その柏市の立地条件、別にいいから、甘んじるという話ではなくて、これは部長も本会議で答弁されていましたが、ナノキャリアなんかは実際にあそこの施設を卒業して、市内に本社つくるという話の中でも、やっぱり前の千葉県知事の堂本さんが千葉から出ていかないでともうずっと言っていたと。だから、それで作ったという話、これ社長さんが言っていたんで、間違いない。だから、そういうところのやはり人のつながりもぜひ大事にしていきたいと思います。別に補助しなくていいというわけではないんですが、やはり市ができることには限りがありますので。やはりさらに企業誘致となると、例えば横浜とか、ナノキャリアも川崎とか、そういうところとどっちにするんだみたいな選択になっちゃうと、どうしても優位性が柏市にあることばかりではないので、そこら辺を何で埋めるかという、やはり顔が見える関係、何かあったときにちょっと相談できる関係、そういうものが大事だと思いますので、今もそれはやっていっしょと思うんですが、もっと強力でやっていたらいいかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○経済産業部長 全くそのとおりだと思います。ちょっとエンジンをぶら下げているとちょっとした戦いでは優位かもしれませんが、根本のところでは、いわゆる柏市のポテンシャルの高さといったところからでは企業としては、いわゆる奨励金がある、ないというのはやはり選択、いわゆる優先順位からすると低い、最優先ではないと思っています。そういった意味では今委員がおっしゃられたようなところで、やはり企業にいろんな面で、金銭面以外のところでバックアップできるという柏の体制を見せることが大切かなというふうに思っています。以上でございます。

○古川 あとこれも先ほど議論があった市営住宅の件なんですけれども、債権のほうは総務委員会ということですが、うちの委員会の所管でもありますので、少しお伺いしたいと思うんですけども、まず一つ、今の市営住宅条例の中で、実際に家賃の滞納があった場合にどれぐらいで柏市は明け渡しを要求できるという規定になっていますか。

○住宅課長 条例上は、3カ月以上の滞納で明け渡しという形になっております。

○古川 明け渡しを請求することができるという形になっているわけですね。実際、じゃあ本当3カ月滞納でそれでできるかと言えば、あくまでできるということですから、する、しないのところの判断も含めて担当者にそこが求められてくるわけなんですけど、じゃ具体的に実際3カ月滞納があった後に、じゃあどういうふうに分納してくださいとか、いろいろな話があると思うんですけど、そこら辺のマニュアルとか、そういう手続的なマニュアル、そういうものというのはいくらつくられているんですか、お伺いします。

○住宅課長 今までの住宅課の職員の内部の通常業務の中での対応につきましては、先ほども申し上げたように督促、これは毎月々のやつがおくれた場合には督促ということで、その督促状の発送と納付書を発送しているということで、その後のやはり催告、こちらのほうが大分マニュアルそのものが整ってなかったというところで、今回のようなちょっと長期間にわたる滞納が生じてしまったということなので、今後はマニュアルを作成しまして対応していきたいというふうに考えております。以上です。

○古川 余りこの問題、ここで取り上げるのもどうかと思うんですけど、平成21年の包括外部監査でかなりこの点、具体的に指摘が入っているんですよ。要は、そのときもう実際に本人が行方不明、荷物だけが置いてある状況があると、これはどうにかしなさいということがもうその時点で言われているわけですね。そのときには結局分納するんであれば、そこら辺の書式の統一もちゃんととってやらないとだめですよとか、あとは誓約書もちゃんととらないとだめですよとかって、かなり事細かに相当程度まで指摘をされていたという中で、また今回それが3年後、4年後たって出てきているという話になってしまっているんで、我々議会ももちろんチェック機能が問われてしまうなという自戒の念も込めて質問しているんですけど、やはり本当に全く誰も気がつかなかったという話ではやっぱりない話だというふうに思っているんです。その中でお聞きしたいのは、やはりかなり所得も余り高くない方

が入っていらっしやるので、そういうところでなかなか督促とかというのがしづらい話なのか、それともそうじゃなくて、やはり担当の方がやっていなかったのか、またほかに何かいろいろあったのか、そこら辺の話はやはりお聞きしたいなと思うんですけど、いかがですかね。

○住宅課長 やはり市営住宅そのものが福祉的要素が強いというところもございませぬ。それと、やはりすぐに訴えというところまで持ってなかなかいけないというところがありまして、通常業務の中での対応で訴訟までの事務対応が十分に行えなかったということと職員の人事異動があるたびに引き継ぎを行ってまいりましたが、やはり民法だとか地方自治法などの徴収業務に必要なスキルやノウハウがやはり問題意識の欠如等がありまして、思うような進捗が望めなくて今までの滞納を長引かせてしまったというところが原因だと思います。これからは、しっかり滞納対策をやっていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。以上です。

○古川 確かにそういう福祉的なサービスという側面はありますが、ただやっぱり家賃の設定を見ると、そこはそういう側面が相当そもそも強い話ですから、それに加えてという話はやはりちゃんと分けて考えないといけないですし、先ほどもありましたけど、やはりもしそれでも収納というか、支払いが難しいのであれば、やっぱりほかの制度を利用するであるとか、ちゃんとそこは整理をしていかないといけないなというところですので、これは多分全員に同じ考えだと思いますし、執行部も今の担当者の方もそういうふうにしていらっしやると思うので、このあたりにしたいというふうに思いますが、やはりしっかりとマニュアルをつくるのはいいとは限らないと思うんですけど、やはりこういう問題だからこそしっかりマニュアルをつくって、それにのっとってやっていくということをしないと幾らでも問題が置き去りにされてしまいますんで、そこは今後やっていただきたいなというふうに思っています。以上です。

○後藤 今の市営住宅の件でちょっと1件だけ伺います。まず、現在入居契約、1度締結したら、それがひたすら今後も継続していくような仕組みをとっていくんですか。

○住宅課長 1度入居しますと、更新という手続はございませぬ。以上です。

○後藤 民間は、入居契約というのは2年に1回、必ず保証人の状況だったり変わりますから、必ずそこでやっていくんですけど、こういう問題が起きててもやっていかないということですか。

○住宅課長 更新手続というような形ではないんですが、毎年1度、家賃を決定する上で収入申告というものを提出していただいております。その中で保証人等の変更等を確認するような形を今後とっていきたいというふうを考えております。以上です。

○後藤 そのようにしていただかないと、こういう問題は常態化すると思います。

それから、福祉的側面という要素というお話ありましたけども、これは低所得者への福祉ということによろしいんですよ。

○住宅課長 市営住宅そのものの目的がやはり低所得者ということでありますので、そういうことです。以上です。

○後藤 先ほど古川委員からもお話ありましたが、基本的にもう家賃設定が福祉的側面があると思います。それから、いわゆる所得に応じて家賃の減免というのがありますよね。どうですか。

○住宅課長 家賃そのものの決定につきましては、先ほど申し上げたように収入申告によりまして、その人の収入に応じた家賃を決定するという形になります。以上です。

○後藤 悪質な滞納者に対する請求が何か聖域化しないように、しっかりこれから取り組んでいただきたいと思います。以上です。

○山下 2件お聞きします。概要書の42ページのバリアフリーの促進の部分で、バリアフリー道路特定事業の中で括弧の中、「巻石堂病院前の歩道部分など」とありますが、具体的にはどこからどこまでで、幾らぐらいを見込んでいるか教えてください。

○次長兼道路維持管理課長 具体的な場所としては、駅前から旧道にぶつかったところ、それからの巻石堂病院の交差点、あそこがちょっと歩道がかなり波打っているんで、そこを対象に計画しているところでございます。

○山下 幾らぐらいかかりそうですか。

○次長兼道路維持管理課長 とりあえず設計、現地、車道と歩道と、あと民地側の高さ、これがかなり影響してきますんで、その辺の測量をやっていききたいなということで200万の設計委託だと思えます。

○山下 ありがとうございます。

じゃ、また別の質問で、あともう一つ。先ほども議論がされました観光の計画についてお尋ねします。私たち、皆さん市民から現場の声であったり、経験的な部分で意見をいただいたりします。市民の方とワークショップして考えていくといいんではないかという意見もありましたけれども、やはり個々の考えの中での意見というのを合わせて総合して考えるというようなやり方というのができると思うんですが、柏市のほうとしまして、今までいろんな計画の調査であったり、研究というのがなされてきたと思うんです。例えばこの前いただいたのは、去年で言うとモバイル統計の人口の動きがどうなっているとか、そういったいろんな研究というのがあると思うんですが、観光の計画を立てるときにそういったものを使って立てているというのを市民の人にもっと示してほしいなど。そうしないと考える材料にならないと思うんですが、いかがでしょうか。

○商工振興課長 御指摘のとおり、商業実態調査、平成23年度調査ではモバイル空間統計と呼ばれるNTTドコモの基地局との、あと個人の携帯電話のやりとりでどんな年齢層の、あるいは男女別でどこにどのぐらい滞在したというようなデータを用いて、実際商業の実態を調査しました。使えるというか、非常に有効なデータがとれたというふうに認識しておるんですが、観光計画に関しては、現在それは使っ

てはおりません。かわりに失業者を使って、アンケート調査によって観光地の洗い出しをしたということになります。あとそういうデジタルなデータをどこまで活用できるかという部分のお話なんですけど、実際この観光計画、基本計画策定後、いわゆるいろいろな提案をもらう予定でおります。そういう旅行会社であれば、いわゆるプロなわけで、旅行会社がさまざまな自分たちで持っているデータをもとに、この商品なら成り立つよというか、十分柏市の観光政策として勝ち目があるというような提案もいただけたらなというふうに考えております。以上です。

○山下 先ほど挙げたそのモバイルの統計、ドコモのものはただ一つの例えにすぎないわけで、いろいろな調査が行われていると思います。私たちも柏市の方は専門家でプロだから、そういうのを駆使してつくっているであろうとは思いますが、例えば皆さんに意見を募集するときも、パブリックコメントなど募集するときも、でき上がったものをぽっと見せるだけでなく、こういうものを使って、これだから、こういう結論が出たというのも教えていただけるとわかりやすいなど。先ほどのターゲットの選定の点での意見の交換もありましたけれども、来る人たちがこのあたりだから、あるいはこれぐらいの所得の人に来てもらいたいから、こういうふうになっているというのが、それぞれの考えはあるんでしょうけれども、そのあたりの背景がわからないまま議論されているのではないかと。急ぎでつくっているということもありますので、よりその情報のデータというんですか、もともとなるものをオープンにしておいていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

○松本 以前から戸辺委員が問題にしてきた市内金山の土砂埋め立ての件について伺います。埋め立て自体は、環境部の所管なんですけど、排水の問題はこちらでと、それでこの予算の審議の中でと委員長がおっしゃるので、ここで伺いたいと思います。今現在当該地においては、どのような問題が発生していますか。

○土木部長 当該地につきましては、雨が降りますと、道路排水の水が民地に流れ込んでいるということでこの状況は変わっておりません。そういう状況でございます。

○松本 それでは、施工業者に対して話をしているということだったんですけども、それはどのようになっていますでしょうか。

○土木部長 当初の約束、これ埋め立て業者と約束の中で埋め立てする事業区域については、いわゆる排水管を入れて埋め立てすると、排水機能を確保するというところで約束事が進んでおります。まだ事業中でございますので、そこら辺はしっかりやっていただくように指導しているところでございます。

○松本 今でもその業者が土地の貸与の契約をとって進めるようにというようなことで指導しているということでよろしいでしょうか。

○土木部長 そのとおりでございます。当初の約束どおり、私どもはその履行をするようお願いし、協議進めているところでございます。

○松本 そうすると、市のほうでかわって整備をするということはないということですか。

○土木部長 当初の約束どおりやっていたとというのが前提でございます。ただ、これは仮定の話でございますが、万が一、例えば埋め立て事業者が倒産して、資力がなくなっちゃって、そのまま、じゃ現状放っておけるかといいますと、これは放っておけないと思っております。したがって、そういう流れているものは私どもの道路排水の水でございますので、何らかそういう資力がなくなった場合、市が手当てする必要があるかと思っております。これは、仮定の話でございます。

○松本 わかりました。問題がかなり長引いてきてしまっておりますので、委員会としてもしっかり対応していかなくちゃいけないのかと思っております。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。——なければ、質疑を終結いたします。

○委員長 これより順次採決いたします。

まず、議案第29号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第29号、当委員会所管分については原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第31号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第32号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第35号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第41号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第41号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で議案の審査を終了し、次に請願を議題といたしますが、請願の審

査に関係しない執行部の方は退席されて結構です。どうも御苦労さまでした。

○委員長 それでは、請願の審査のほうに入ります。

請願第1区分、請願47号、都市計画道路箕輪・青葉台線の道路照明についてを議題といたします。

ここでこのまま暫時休憩します。

午後 4時13分休憩

○

午後 4時19分開議

○委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○委員長 本件について質疑があれば、これを許します。

○渡部 まず、基本的なところでちょっと伺いたいと思うんですけども、県道を整備する際、千葉県は自治体に負担を求めてきていると思います。この負担割合については、1度見直すとか、県の直轄事業についての見直しがなされて、例えば公園なんかの場合は、かつて不交付団体のときには4割も柏の葉公園だと負担したときがあって、それが本当に大きな自治体、柏市にとっても大変な負担だったと思います。その見直しというのを議論されたこと記憶にあるんですけども、この県道の整備に関して、千葉県は柏市に、前の記憶では2割とか3割とか、道路によってちょっといろいろだったと思うんですけども、こういう新設の道路の場合、自治体にはどのくらいの負担を現在求めてきているんでしょうか。この道路についてわかりましたらお示してください。

○道路整備課長 今の御質問なんですけど、この箕輪青葉台線については、補助金を導入して実施をしています。通常県の単独事業という形、補助金を入れない事業でやる場合には10分の3、事業費の10分の3を負担として求めてきます。今回の箕輪青葉台線につきましては10分の1.35、これ要するに市の負担として負担金のほうを求めてきています。以上でございます。

○渡部 柏市も負担を求められている道路なわけですから、柏市の発言というののもやはり県に対してしっかりやっていただきたいなというふうに思います。

請願者は、道路照明を2基設置してください、主旨1のところ述べていますが、現状からいいますと側道があるわけで、2基では照度不足ではないかなというふうに思えるんですけども、実際にはもう少し必要じゃないかなと思うんですけども、柏市ではどのように照度について、明るさについては認識されているでしょうか。

○道路整備課長 我々は、道路をつくる部門、新たに歩道なり、道路照明なりに設置をする、道路照明、道路に設置する場合なんですけど、通常ですとおおむね3ルクス、とりあえず確保しなさいよという形でしていますんで、通常の防犯灯と同じレベルの照明を設置しているという形になります。以上です。

○渡部 私が質問しましたのは、側道部分があって、照度が不足ではないですかと

ということなんです。請願者は2基と言っているけども、本当はもうちょっと必要ではないか。というのは、この間も柏のちょっと痛ましい事件がありましたけれども、あの地域も非常に防犯灯が暗いということが何度もテレビで流されていたんですね。住宅の、特に隣接するところなんかではやはり住宅に対する、もちろん配慮は必要ですけども、ある程度の明るさがないと防犯上も非常に問題が、これからまたいろいろ問題が起こるんじゃないかなと思うんです。ここについては、基本的に千葉県が整備すべきだと思うし、柏市が県に対して、やはり強く設置を求めていくべきではないかと思うんですけど、今後柏市として、千葉県にさらにちゃんと照度も不足しているし、設置してくださいよという働きかけというのはどうなんですか。必要じゃないかなと思うんですけども。

○道路整備課長 今委員おっしゃったような話で、本議会で答弁、土木部長のほうからされたとおりで、基本的には役割分担の中で、県は県の設置基準の中で設置をしているということはひとつ尊重しなきゃいけないというふうには考えています。ただ、地元からこういうふうな要望が上がって、この要望については伝えるのも我々の役目ですんで、これはしっかり伝えていきたいというふうに考えています。以上です。

○渡部 確かに県、その設置基準持っていますけれども、それはやっぱり設置するのがよいということですから、そこは市としても強く求めてほしいし、仮に県がこれ以上はと言ったら、それはやはり市のほうが役割を担うべきではないかなと思うんです。実際に増尾町会だけでは大変負担が重いということで、他の町会にも一緒にあと3つですかね、求めたということですけども、やはり町会の負担としては余りにも負担が重いんじゃないかなというふうに思います。町会のいろんな活動に支障が来してしまうのではないかなと思いますので、こういう県道ですし、今後側道、またこれからさらに整備がされるというところですから、その町会の、ここで主旨2で求めているような町会の負担については、これは当然解消、縮減を図るのが行政の役割ではないかなと思いますので、当委員会としても、そこについては十分に検討していただき、ぜひ採択をお願いしたいと思います。

最後は、ちょっと意見ですけども、よろしくお願ひしたいと思います。私は採択すべきというふうに思います。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。――なければ、質疑を終結いたします。

○委員長 これより順次採決いたします。

まず、議案47号の主旨1について採決いたします。

本件を採択するのに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本件は採択すべきものと決しました。

○委員長 次に、請願47号の主旨2について採決いたします。

本件を採択するのに賛成の方の挙手を求めます。

挙手少数であります。

よって、本件は不採択すべきものと決しました。

○委員長 以上で当委員会に付託されました請願の審査を終了します。

○委員長 次に、専決処分の報告を議題といたしますが、報告に関係しない執行部の方は退席されて結構です。どうも御苦労さまでした。

○委員長 次に、専決処分についてを議題といたします。

平成23年6月定例会において、地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決事項の指定についての改正が行われ、市長が専決処分できる金額が改正前の50万円から200万円になりました。これに関連して、50万円以上200万円以内の専決処分については、定例会中に開催される常任委員会へ報告することとなっております。

今回該当する専決処分がありますので、執行部からの報告を求めます。

○土木部長 事故の示談につきまして報告させていただきます。

本件事故は、平成25年7月の19日、県道船橋我孫子線の大島田地先にて、職員の運転する乗用車自動車が停車し、後ろのリアボンネットを閉めようとするために同乗者が車外に出たところ、後方から相手方が運転する原動機付自転車と接触しまして、相手方が肩等を負傷し、3カ月の治療を要したものでございます。

相手方に損害賠償金として132万7,948円を支払うものでございます。内訳でございますが、物的損害として、これバイクとかレッカー代でございます8万2,740円、人身損害としまして、治療費等でございますが、124万5,208円、合わせて、先ほど申し上げました132万7,948円でございます。相手方がこうむった被害の10割を本市が賠償することで調整が整ったものでございます。大変申しわけございませんでした。

○委員長 本件について質疑があれば、これを許します。——なければ質疑を終結いたします。

以上で報告を終わります。

執行部の皆様、退席をされて結構です。どうも御苦労さまでした。

○委員長 では、次に閉会中の所管に関する事務調査の件を議題といたします。

調査項目を事務局に朗読いたさせます。

〔事務局朗読〕

○委員長 お諮りいたします。

ただいま朗読の項目を閉会中の事務調査項目と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 次に、閉会中の委員派遣の件を議題といたします。

閉会中の審査及び調査案件の調査のための委員派遣を行う必要が生じた場合、議長に対し委員派遣承認要求を行うこととし、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続につきましては委員長に一任をお願いしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 ここで委員会行政視察について御協議をお願いします。先例により期間は2泊3日とし、予算は1人当たり11万円以内となります。では、日程についてはどうでしょうか。

〔協議〕

○委員長 じゃ、4月21から25の間で日程のほうは決めさせていただきます。2泊3日ということですのでよろしく願いをいたします。

○委員長 続きまして、調査事項、視察先について、御協議をお願いいたします。

〔協議〕

○委員長 それでは委員長に一任させていただくということですのでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、詳細は後日御連絡させていただきます。

○委員長 次に、閉会中における常任委員会の所管事務調査の実施の件を議題といたします。閉会中に執行部から各種事業等の報告を受ける件について御協議をお願いいたします。今回は、視察等ございますので、その実施すべきかどうかは、行政視察も行くし、それもやるというのか、それとも行政視察があるので、今回は実施しないというお考えか、その辺をちょっとお聞かせいただきたいんですけども。

〔協議〕

○委員長 それでは、今回は行政視察がありますので、実施しないということをお願いいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 以上で本日の建設経済委員会を閉会いたします。

午後 4時36分閉会